

様式第1号（甲）（第2条関係）

収 支 報 告 書

2024年4月24日

堺市議会議長 的場 慎一 様

会派の名称 日本共産党堺市議会議員団  
代表者氏名 森田 晃一  
経理責任者氏名 森田 晃一

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、2023年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入 (単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	16,500,000	@300,000円×5人×11ヶ月=16,500,000円
2 その他		
収入合計	16,500,000	

支出

使途項目	決算額	左のうち政務活動費充当額	備考
調査研究費	300,265	300,265	
研修費	61,000	61,000	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	548	548	
資料購入費	498,497	498,497	
広報・広聴費	4,963,622	4,963,622	
人件費	5,676,878	5,676,878	
事務・事務所費	4,827,158	4,827,158	
支出合計	16,327,968	16,327,968	

2023年度

## 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

主な事業・行事名	期日	内容の説明
(調査研究費) ●視察	2023年05月12日 2023年06月23日 2023年07月07日  2023年10月23日～2023年10月24日	大仙公園 駐車場代 ガス気球視察 きのくに子どもの村学園視察 交通費 林原 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 視察 交通費 参加 森田・藤本幸子・林 原・乾・藤本憲 千葉県いすみ市・東京都港区視察旅費など 参加 森田・藤本幸子・林原・乾・藤本憲
(研修費)	2023年08月08日 2023年10月20日 2023年12月28日	さかい民間教育保育施設連盟の懇親会出席会 費 森田 障害のある人の暮らし・生活の場を考える集 会 参加交通費 林原 自治体問題研究所 会費5名分(2023年5月～12 月) 森田・藤本幸子・林原・乾・藤本憲
●自治体問題研究所会費		
(資料購入費)		新聞・図書等の購入費用
(広報・広聴費) ●市政報告会		市政報告会 会場費
●市政報告発行 (印刷及び発送費等)		市政報告 No15～No17他
●議員団ホームページ	2023年06月29日 2024年02月29日	ホームページ修正 議員団ホームページリニューアル
●予算要望書	2023年11月28日	堺市への予算要望書 作成費用
(人件費)	2023年05月16日 2023年5月～2024年3月	議員団事務局 アルバイト職員給与 議員団事務局員の給与・福利厚生費
(事務・事務所費)		議員団控え室 電話インターネット利用料・ 事務消耗品の購入・コピー機リース費用 各議員事務所 賃貸料・電気・ガス・水道料 金・電話代・コピー機リース料等

## 会計帳簿

2023年5月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
23年05月01日	20230501-20		9,266	△ 9,266	議員控室 電話料金(回線使用料) 口座振替	事務・事務所費	
23年05月01日	20230501-21		7,920	△ 17,186	議員控室 パソコン・セキュリティー利用料 口座振替	事務・事務所費	
23年05月08日	20230508-28		3,960	△ 21,146	藤本 幸子 事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
23年05月08日	20230508-29		1,871	△ 23,017	藤本 幸子 事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年05月12日	20230512-1		200	△ 23,217	大仙公園 駐車場代 ガス気球視察	調査研究費	
23年05月12日	20230512-31		8,467	△ 31,684	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
23年05月13日	20230513-32		500	△ 32,184	乾 第30回環境学校 資料代	資料購入費	乾
23年05月15日	20230515-22		11,550	△ 43,734	議員控室 コピー機カウンター料 口座振替	事務・事務所費	
23年05月16日	20230516-3		3,000	△ 46,734	議員団事務局 アルバイト	人件費	
23年05月18日	20230518-4		200	△ 46,934	大浜市有地開発現状調査 駐車場代	調査研究費	
23年05月18日	20230518-5		300	△ 47,234	森田晃一議員 住民票1通(議員団事務局 社会保険手続き用)	人件費	
23年05月19日	20230519-7		341,400	△ 388,634	議員団事務局 [REDACTED] 5月給与	人件費	
23年05月19日	20230519-9		680	△ 389,314	「民青新聞」	資料購入費	
23年05月19日	20230519-10		1,073	△ 390,387	ボールペン	事務・事務所費	
23年05月19日	20230519-25		680	△ 391,067	森田 民青新聞	資料購入費	森田
23年05月19日	20230519-33		680	△ 391,747	乾 民青新聞	資料購入費	乾
23年05月19日	20230519-37		680	△ 392,427	林原 民青新聞	資料購入費	林原
23年05月21日	20230521-34		7,558	△ 399,985	乾事務所 電話料金等	事務・事務所費	乾
23年05月22日	20230522-23		1,650	△ 401,635	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
23年05月22日	20230522-35		65,000	△ 466,635	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
23年05月23日	20230523-26		510	△ 467,145	森田 「学習の友」6月号	資料購入費	森田
23年05月24日	20230524-11		4,300	△ 471,445	毎日新聞	資料購入費	
23年05月25日	20230525-12		9,800	△ 481,245	朝日・日経新聞	資料購入費	
23年05月25日	20230525-13		4,400	△ 485,645	読売新聞	資料購入費	
23年05月25日	20230525-36		33,000	△ 518,645	藤本 恵 事務所家賃(6月分)	事務・事務所費	藤本(恵)
23年05月26日	20230526-30		50,000	△ 568,645	藤本 幸子 事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
23年05月29日	20230529-16		52,921	△ 621,566	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
23年05月31日	20230531-19		1,980	△ 623,546	「人権と部落問題」2023年度誌代(2023年4月号から2023年6月号)	資料購入費	
23年05月31日	20230531-24		7,920	△ 631,466	議員控室 パソコン・セキュリティー利用料 口座振替	事務・事務所費	
23年05月31日	20230531-27		32,000	△ 663,466	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
		0			当月収入合計	当月までの収入累計	0
			663,466		当月支出合計	当月までの支出累計	663,466
			△ 663,466		次月繰越金		
			0				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会計帳簿

会派の名称・議員氏名

2023年6月

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				△ 663,466	前月繰越金		
23年06月03日	20230603-61		1,090	△ 664,556	藤本憲事務所 プリンターインク	事務・事務所費	藤本(憲)
23年06月05日	20230605-39		3,960	△ 668,516	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
23年06月06日	20230606-46		30,082	△ 698,598	林原事務所 家賃6月分及び振込手数料	事務・事務所費	林原
23年06月07日	20230607-40		1,250	△ 699,848	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年06月09日		3,000,000		2,300,152	政務活動費5月～6月分		
23年06月09日	20230609-31		1,160	2,298,992	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
23年06月09日	20230609-32		16,500	2,282,492	森田 日本教育新聞 2023年6月～2023年11月	資料購入費	森田
23年06月09日	20230609-33		6,000	2,276,492	森田 全国商工新聞 2022年6月～2023年5月	資料購入費	森田
23年06月09日	20230609-34		8,543	2,267,949	森田事務所 電話料金等(3月分)	事務・事務所費	森田
23年06月09日	20230609-35		500	2,267,449	森田 堺市立北こどもリハビリテーションセンター視察の為 駐車料金	調査研究費	森田
23年06月12日	20230612-47		563	2,266,886	林原事務所 ガス料金5月分及び警報器リース料	事務・事務所費	林原
23年06月15日	20230615-27		16,460	2,250,426	議員控室 コピー機カウンターメーカー口座振替	事務・事務所費	
23年06月16日	20230616-56		6,901	2,243,525	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
23年06月19日	20230619-57		65,000	2,178,525	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
23年06月20日	20230620-3		341,400	1,837,125	議員団事務局 ■■■ 6月給与	人件費	
23年06月20日	20230620-5		680	1,836,445	「民膏新聞」	資料購入費	
23年06月20日	20230620-28		1,650	1,834,795	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー口座振替	事務・事務所費	
23年06月20日	20230620-36		680	1,834,115	森田 民膏新聞	資料購入費	森田
23年06月20日	20230620-48		140	1,833,975	林原 資料郵送代	事務・事務所費	林原
23年06月20日	20230620-49		680	1,833,295	林原 民膏新聞	資料購入費	林原
23年06月20日	20230620-58		680	1,832,615	乾 民膏新聞	資料購入費	乾
23年06月20日	20230620-62		680	1,831,935	藤本 憲 民膏新聞	資料購入費	藤本(憲)
23年06月21日	20230621-7		300	1,831,635	「月刊 生活と健康」5月号	資料購入費	
23年06月21日	20230621-8		300	1,831,335	「月刊 生活と健康」6月号	資料購入費	
23年06月21日	20230621-41		5,132	1,826,203	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年06月21日	20230621-42		4,219	1,821,984	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
23年06月22日	20230622-10		3,000	1,818,984	議員団事務局 アルバイト	人件費	
23年06月23日	20230623-11		4,400	1,814,584	読売新聞	資料購入費	
23年06月23日	20230623-37		510	1,814,074	森田 「学習の友」7月号	資料購入費	森田
23年06月23日	20230623-50		1,360	1,812,714	きのくに子どもの村学園視察 交通費(JR堺市駅→南海高野線橋本駅・南海高野線橋本駅→毎日新聞	調査研究費	林原
23年06月26日	20230626-12		4,900	1,807,814	毎日新聞	資料購入費	
23年06月26日	20230626-13		9,800	1,798,014	朝日・日経新聞	資料購入費	
23年06月26日	20230626-63		33,000	1,765,014	藤本 憲 菩提所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
23年06月27日	20230627-43		50,000	1,715,014	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
23年06月27日	20230627-51		563	1,714,451	林原事務所 ガス料金6月分及び警報器リース料	事務・事務所費	林原
23年06月27日	20230627-52		2,176	1,712,275	林原事務所 電気料金	事務・事務所費	林原
23年06月28日	20230628-44		6,006	1,706,269	藤本幸子事務所 ノット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
23年06月28日	20230628-53		6,325	1,699,944	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
23年06月28日	20230628-54		30,000	1,669,944	林原事務所 家賃7月分	事務・事務所費	林原
23年06月29日	20230629-15		52,921	1,617,023	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	

## 会計帳簿

2023年6月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
23年06月29日	20230629-17		16,500	1,600,523	ホームページ修正	広報・広聴費	
23年06月29日	20230629-18		5,604	1,594,919	PPファイルスタンド・ファイル・マグネット・ペーパータオル	事務・事務所費	
23年06月29日	20230629-19		8,400	1,586,519	「農民」購読料(2023・04～2024・03)	資料購入費	
23年06月29日	20230629-45		33,000	1,553,519	藤本幸子 日本書翰新聞 2023年6月～2023年11月	資料購入費	藤本(幸)
23年06月29日	20230629-59		7,713	1,545,806	乾事務所 電話料金等	事務・事務所費	乾
23年06月29日	20230629-60		2,691	1,543,115	乾事務所 水道料金	事務・事務所費	乾
23年06月30日	20230630-20		456,840	1,086,275	議員団事務局 [REDACTED] 夏期一時金	人件費	
23年06月30日	20230630-29		9,268	1,077,007	議員控室 電話料金(回線使用料) 口座振替	事務・事務所費	
23年06月30日	20230630-30		7,920	1,069,087	議員控室 パソコン・セキュリティー利用料 口座振替	事務・事務所費	
23年06月30日	20230630-38		32,000	1,037,087	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
23年06月30日	20230630-55		4,287	1,032,800	林原事務所 電話料金等	事務・事務所費	林原
23年06月30日	20230630-65		8,525	1,024,275	いぬい友美市政たよりNo.301 印刷代	広報・広聴費	乾
		△ 663,466			前月繰越金		
		3,000,000			当月収入合計	当月までの収入累計	3,000,000
			1,312,259		当月支出合計	当月までの支出累計	1,975,725
			1,024,275		次月繰越金		
		2,336,534	2,336,534				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会計帳簿

2023年7月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				1,024,275	前月繰越金		
23年07月01日	20230701-60		7,436	1,016,839	乾事務所 電話料金等	事務・事務所費	乾
23年07月03日	20230703-36		3,960	1,012,879	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
23年07月04日	20230704-61		500	1,012,379	乾 商工新聞代 5月分	資料購入費	乾
23年07月04日	20230704-62		500	1,011,879	乾 商工新聞代 6月分	資料購入費	乾
23年07月04日	20230704-63		500	1,011,379	乾 商工新聞代 7月分	資料購入費	乾
23年07月06日	20230706-5		75,456	935,923	労働保険料(事業主負担分)	人件費	
23年07月06日	20230706-26		4,066	931,857	森田 和食給食 書籍3冊	資料購入費	森田
23年07月06日	20230706-47		981	930,876	林原事務所 水道料金	事務・事務所費	林原
23年07月06日	20230706-74		1,450	929,426	藤本 憲 事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(憲)
23年07月07日	20230707-6		1,245	928,181	「スポーツのひろば」2023年4月～2023年6月購読料及び振込手数料(165円)	資料購入費	
23年07月07日	20230707-27		260	927,921	森田 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	森田
23年07月07日	20230707-28		1,690	926,231	森田 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	森田
23年07月07日	20230707-29		1,690	924,541	森田 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	森田
23年07月07日	20230707-30		280	924,281	森田 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	森田
23年07月07日	20230707-37		260	924,021	藤本幸子 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	藤本(幸)
23年07月07日	20230707-38		1,690	922,331	藤本幸子 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	藤本(幸)
23年07月07日	20230707-39		1,690	920,641	藤本幸子 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	藤本(幸)
23年07月07日	20230707-40		260	920,381	藤本幸子 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	藤本(幸)
23年07月07日	20230707-41		1,313	919,068	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年07月07日	20230707-46		3,024	916,044	姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察・手土産	調査研究費	
23年07月07日	20230707-48		260	915,784	林原 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	林原
23年07月07日	20230707-49		1,690	914,094	林原 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	林原
23年07月07日	20230707-50		1,690	912,404	林原 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	林原
23年07月07日	20230707-51		260	912,144	林原 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	林原
23年07月07日	20230707-64		260	911,884	乾 姫路市 ルネス花北 観察旅費	調査研究費	乾
23年07月07日	20230707-65		1,690	910,194	乾 姫路市 ルネス花北 観察旅費	調査研究費	乾
23年07月07日	20230707-66		260	909,934	乾 姫路市 ルネス花北 観察旅費	調査研究費	乾
23年07月07日	20230707-67		1,690	908,244	乾 姫路市 ルネス花北 観察旅費	調査研究費	乾
23年07月07日	20230707-75		260	907,984	藤本 憲 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	藤本(憲)
23年07月07日	20230707-76		1,690	906,294	藤本 憲 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	藤本(憲)
23年07月07日	20230707-77		1,690	904,604	藤本 憲 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	藤本(憲)
23年07月07日	20230707-78		260	904,344	藤本 憲 姫路市総合福祉通園センター ルネス花北 観察 交通費	調査研究費	藤本(憲)
23年07月08日	20230708-68		6,614	897,730	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
23年07月10日		4,500,000		5,397,730	政務活動費7月～9月分		

## 会計帳簿

2023年7月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
23年07月11日	20230711-42		50,000	5,347,730	藤本幸子事務所 家賃 乾「現代を生きる基礎理論」(学習の友社)	事務・事務所費 資料購入費	藤本(幸) 乾
23年07月11日	20230711-69		1,310	5,346,420	藤本 憲 タブレットPC	事務・事務所費	藤本(憲)
23年07月11日	20230711-79		79,800	5,266,620	新婦入しんぶん 2023年1月～6月 購読料	資料購入費	
23年07月12日	20230712-8		2,460	5,264,160	森田事務所 水道料金	事務・事務所費	森田
23年07月12日	20230712-31		1,310	5,262,850	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
23年07月12日	20230712-32		1,186	5,261,664	譲員控室 コピー機カウンター料 口座振替	事務・事務所費	
23年07月18日	20230718-22		11,550	5,250,114	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年07月19日	20230719-43		4,182	5,245,932	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
23年07月19日	20230719-44		4,219	5,241,713	譲員団事務局 ■ 7月給与	人件費	
23年07月20日	20230720-10		341,400	4,900,313	「民青新聞」	資料購入費	
23年07月20日	20230720-12		680	4,899,633	譲員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
23年07月20日	20230720-23		1,650	4,897,983	森田 民青新聞	資料購入費	森田
23年07月20日	20230720-33		680	4,897,303	森田 「学習の友」8月号・2023秋別冊	資料購入費	森田
23年07月20日	20230720-34		1,020	4,896,283	林原 民青新聞	資料購入費	林原
23年07月20日	20230720-52		680	4,895,603	林原事務所 家賃8月分	事務・事務所費	林原
23年07月20日	20230720-53		30,000	4,865,603	林原事務所 電話料金等	事務・事務所費	林原
23年07月20日	20230720-54		3,236	4,862,367	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
23年07月20日	20230720-70		65,000	4,797,367	乾 民青新聞	資料購入費	乾
23年07月20日	20230720-71		680	4,796,667	乾 「学習の友」8月号・2023秋別冊	資料購入費	乾
23年07月20日	20230720-72		1,020	4,795,667	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
23年07月20日	20230720-80		680	4,794,987	林原 「『図書館』のないときからあるとき 大阪支部55年史」	資料購入費	林原
23年07月21日	20230721-55		1,000	4,793,987	藤本憲 事務所 プリンターインク	事務・事務所費	藤本(憲)
23年07月21日	20230721-81		509	4,793,478	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
23年07月23日	20230723-45		6,006	4,787,472	毎日新聞	資料購入費	
23年07月24日	20230724-14		4,900	4,782,572	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
23年07月24日	20230724-82		33,000	4,749,572	読売新聞	資料購入費	
23年07月25日	20230725-15		4,400	4,745,172	朝日・日経新聞	資料購入費	
23年07月25日	20230725-16		10,400	4,734,772	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(6月分)及び振込手数料	事務・事務所費	林原
23年07月25日	20230725-56		1,524	4,733,248	藤本憲 事務所 プリンターインク	事務・事務所費	藤本(憲)
23年07月25日	20230725-83		1,955	4,731,293	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
23年07月25日	20230725-84		4,330	4,726,963	譲員団事務局雇用職員・福利厚生 SCKサービスセンター会費7月～9月分 口座振替	人件費	
23年07月26日	20230726-24		2,100	4,724,863	林原事務所 ガス料金7月分及び警報器リース料	事務・事務所費	林原
23年07月27日	20230727-57		654	4,724,209	林原事務所 電気料金	事務・事務所費	林原
23年07月27日	20230727-58		1,595	4,722,614	譲員団事務局社会保険料(事業主負担分)	人件費	
23年07月28日	20230728-18		52,921	4,669,693	コピー用紙・ビンマグネット・クリヤーブック	事務・事務所費	
23年07月31日	20230731-21		9,677	4,660,016			

## 会計帳簿

2023年7月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
23年07月31日	20230731-25		7,920	4,652,096	議員控室 パソコン・セキュリティー利用料 口座振替	事務・事務所費	
23年07月31日	20230731-35		32,000	4,620,096	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
23年07月31日	20230731-59		550	4,619,546	林原事務所 インターネット・プロバイダー利用 料 ぶらら	事務・事務所費	林原
23年07月31日	20230731-73		1,000	4,618,546	乾「図書館のないときからあるとき 大阪支部 55年史」	資料購入費	乾
		1,024,275			前月繰越金		
		4,500,000			当月収入合計	当月までの収入累計	7,500,000
			905,729		当月支出合計	当月までの支出累計	2,881,454
			4,618,546		次月繰越金		
		5,524,275	5,524,275				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会計帳簿

2023年8月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				4,618,546	前月繰越金		
23年08月02日	20230802-1		300	4,618,246	「月刊 生活と健康」7月号	資料購入費	
23年08月02日	20230802-21		1,000	4,617,246	森田 「『図書館』のないときからあるとき 大阪支部55年史」	資料購入費	森田
23年08月02日	20230802-27		1,972	4,615,274	藤本幸子事務所 水道料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年08月02日	20230802-43		6,571	4,608,703	乾事務所 電話料金等 6月利用分	事務・事務所費	乾
23年08月02日	20230802-44		14,589	4,594,114	いぬい友美市政より 302 印刷代	広報・広聴費	乾
23年08月03日	20230803-28		3,980	4,590,154	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
23年08月03日	20230803-52		2,171	4,587,983	藤本 憲 事務所 電気代7月分	事務・事務所費	藤本(憲)
23年08月07日	20230807-29		1,143	4,586,840	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年08月08日	20230808-22		1,000	4,585,840	森田 さかい民間教育保育施設連盟の懇親会出席会費	研修費	森田
23年08月09日	20230809-45		6,309	4,579,531	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
23年08月14日	20230814-34		30,000	4,549,531	林原事務所 家賃9月分	事務・事務所費	林原
23年08月15日	20230815-17		11,550	4,537,981	議員控室 コピー機カウンター料 口座振替	事務・事務所費	
23年08月16日	20230816-35		550	4,537,431	林原事務所 インターネット・プロバイダー利用料 ぶらら 7月分	事務・事務所費	林原
23年08月17日	20230817-36		99,780	4,437,651	タブレット端末等	事務・事務所費	林原
23年08月18日	20230818-3		341,400	4,096,251	議員団事務局 [ ] 8月給与	人件費	
23年08月18日	20230818-5		680	4,095,571	「民青新聞」	資料購入費	
23年08月18日	20230818-6		548	4,095,023	DVD-R10枚	資料作成費	
23年08月18日	20230818-23		1,937	4,093,086	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
23年08月18日	20230818-24		680	4,092,406	森田 民青新聞	資料購入費	森田
23年08月18日	20230818-37		680	4,091,726	林原 民青新聞	資料購入費	林原
23年08月18日	20230818-38		2,176	4,089,550	林原事務所 電気料金等	事務・事務所費	林原
23年08月18日	20230818-46		680	4,088,870	乾 民青新聞	資料購入費	乾
23年08月18日	20230818-51		33,000	4,055,870	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
23年08月18日	20230818-53		680	4,055,190	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
23年08月21日	20230821-18		1,650	4,053,540	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー口座振替	事務・事務所費	
23年08月21日	20230821-25		510	4,053,030	森田 「学習の友」9月号	資料購入費	森田
23年08月21日	20230821-30		50,000	4,003,030	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
23年08月21日	20230821-39		2,747	4,000,283	林原事務所 電話料金等 7月利用分	事務・事務所費	林原
23年08月21日	20230821-40		550	3,999,733	林原事務所 インターネット・プロバイダー利用料 ぶらら 6月分	事務・事務所費	林原
23年08月21日	20230821-47		510	3,999,223	乾 「学習の友」9月号	資料購入費	乾
23年08月23日	20230823-31		6,133	3,993,090	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年08月23日	20230823-32		4,219	3,988,871	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
23年08月23日	20230823-33		6,006	3,982,865	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
23年08月23日	20230823-54		3,503	3,979,362	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
23年08月24日	20230824-9		4,900	3,974,462	毎日新聞	資料購入費	
23年08月24日	20230824-10		10,400	3,964,062	朝日・日経新聞	資料購入費	
23年08月25日	20230825-11		4,400	3,958,662	読売新聞	資料購入費	
23年08月25日	20230825-41		1,229	3,958,433	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(7月分)・コピー機カウンター8月請求分	事務・事務所費	林原
23年08月25日	20230825-48		65,000	3,893,433	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
23年08月28日	20230828-13		123,896	3,769,537	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	

## 会計帳簿

2023年8月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
23年08月28日	20230828-15		4,054	3,765,483	クリヤーブック・テープのり・マーカー・ペーパータオル	事務・事務所費	
23年08月28日	20230828-42		563	3,764,920	林原事務所 ガス料金8月分及び警報器リース料	事務・事務所費	林原
23年08月29日	20230829-49		4,029	3,760,891	乾事務所 電話料金等 7月利用分	事務・事務所費	乾
23年08月29日	20230829-50		2,068	3,758,823	乾事務所 水道料金	事務・事務所費	乾
23年08月30日	20230830-16		300	3,758,523	「月刊 生活と健康」8月号	資料購入費	
23年08月31日	20230831-19		9,268	3,749,255	議員控室 電話料金(回線使用料) 口座振替	事務・事務所費	
23年08月31日	20230831-20		7,920	3,741,335	議員控室 パソコン・セキュリティー利用料 口座振替	事務・事務所費	
23年08月31日	20230831-26		32,000	3,709,335	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
		4,618,546			前月繰越金		
		0			当月収入合計	当月までの収入累計	7,500,000
		909,211			当月支出合計	当月までの支出累計	3,790,665
		3,709,335			次月繰越金		
		4,618,546	4,618,546				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会計帳簿

2023年9月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				3,709,335	前月繰越金		
23年09月01日	20230901-32		1,494	3,707,841	林原事務所 水道料金	事務・事務所費	林原
23年09月04日	20230904-25		3,960	3,703,881	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
23年09月04日	20230904-33		6,325	3,697,556	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
23年09月04日	20230904-34		7,150	3,690,406	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
23年09月07日	20230907-26		594	3,689,812	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年09月07日	20230907-43		3,570	3,686,242	乾 書籍「国民衛生の動向2023/2024」	資料購入費	乾
23年09月09日	20230909-44		990	3,685,252	乾 ファイルスタンド	事務・事務所費	乾
23年09月10日	20230910-45		8,815	3,676,437	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
23年09月11日	20230911-35		660	3,675,777	林原事務所 インターネット・プロバイダー利用料 ぶらら 8月分	事務・事務所費	林原
23年09月11日	20230911-49		2,017	3,673,760	藤本 憲 事務所 電気代8月分	事務・事務所費	藤本(憲)
23年09月15日	20230915-17		11,550	3,662,210	議員控室 コピー機カウンター料 口座振替	事務・事務所費	
23年09月19日	20230919-19		11,482	3,650,728	森田事務所 電話料金	事務・事務所費	森田
23年09月19日	20230919-20		1,233	3,649,495	森田事務所 水道料金	事務・事務所費	森田
23年09月19日	20230919-21		1,749	3,647,746	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
23年09月20日	20230920-2		341,400	3,306,346	議員団事務局 ■■■ 9月給与	人件費	
23年09月20日	20230920-4		300	3,306,046	「月刊 生活と健康」9月号	資料購入費	
23年09月20日	20230920-5		680	3,305,366	「民青新聞」	資料購入費	
23年09月20日	20230920-18		1,650	3,303,716	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
23年09月20日	20230920-22		680	3,303,036	森田 民青新聞	資料購入費	森田
23年09月20日	20230920-27		6,855	3,296,181	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年09月20日	20230920-28		4,219	3,291,962	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
23年09月20日	20230920-36		30,000	3,261,962	林原事務所 家賃10月分	事務・事務所費	林原
23年09月20日	20230920-37		680	3,261,282	林原 民青新聞	資料購入費	林原
23年09月20日	20230920-38		2,778	3,258,504	林原事務所 電話料金等 8月利用分	事務・事務所費	林原
23年09月20日	20230920-46		680	3,257,824	乾 民青新聞	資料購入費	乾
23年09月20日	20230920-50		680	3,257,144	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
23年09月21日	20230921-23		510	3,256,634	森田 「学習の友」10月号	資料購入費	森田
23年09月21日	20230921-39		2,534	3,254,100	林原事務所 電気料金	事務・事務所費	林原
23年09月21日	20230921-47		510	3,253,590	乾 「学習の友」10月号	資料購入費	乾
23年09月22日	20230922-29		50,000	3,203,590	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
23年09月25日	20230925-7		4,900	3,198,690	毎日新聞	資料購入費	
23年09月25日	20230925-8		4,400	3,194,290	読売新聞	資料購入費	
23年09月25日	20230925-48		65,000	3,129,290	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
23年09月25日	20230925-51		3,754	3,125,536	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
23年09月26日	20230926-10		10,400	3,115,136	朝日・日経新聞	資料購入費	
23年09月26日	20230926-40		563	3,114,573	林原事務所 ガス料金9月分及び警報器リース料	事務・事務所費	林原
23年09月26日	20230926-41		90,000	3,024,573	林原 パソコン	事務・事務所費	林原

## 会計帳簿

2023年9月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
23年09月27日	20230927-13		52,921	2,971,652	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
23年09月27日	20230927-30		6,006	2,965,646	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
23年09月28日	20230928-42		1,229	2,964,417	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(8月分)・コピー機力センター	事務・事務所費	林原
23年09月28日	20230928-52		33,000	2,931,417	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
23年09月29日	20230929-16		4,132	2,927,285	コピー用紙・ホワイトボード用ペン詰め替えインク・輪ゴム	事務・事務所費	
23年09月29日	20230929-24		32,000	2,895,285	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
23年09月30日	20230930-31		1,685	2,893,600	藤本幸子事務所 水道料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年09月30日	20230930-53		3,000	2,890,600	藤本 憲 10/29実施予定市政報告 会場費	広報・広聴費	藤本(憲)
		3,709,335			前月繰越金		
		0			当月収入合計	当月までの収入累計	7,500,000
		818,735			当月支出合計	当月までの支出累計	4,609,400
		2,890,600			次月繰越金		
		3,709,335	3,709,335				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会計帳簿

2023年10月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				2,890,600	前月繰越金		
23年10月02日	20231002-23		7,920	2,882,680	議員控室 パソコン・セキュリティー利用料 口座振替	事務・事務所費	
23年10月03日	20231003-29		2,280	2,880,400	森田 「いつでも元気」4月号～9月号	資料購入費	森田
23年10月03日	20231003-46		3,960	2,876,440	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
23年10月03日	20231003-61		6,325	2,870,115	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
23年10月03日	20231003-62		7,150	2,862,965	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
23年10月03日	20231003-63		12	2,862,953	林原事務所 ガス料金9月分	事務・事務所費	林原
23年10月04日	20231004-87		3,884	2,859,069	乾事務所 電話料金等 8月利用分	事務・事務所費	乾
23年10月05日	20231005-1		224,500	2,634,569	10/23-24 議員団視察旅費	調査研究費	
23年10月06日	20231006-30		8,400	2,626,169	森田 市政報告No15 発送費	広報・広聴費	森田
23年10月07日	20231007-88		6,480	2,619,689	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
23年10月10日	20231010-47		632	2,619,057	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年10月10日	20231010-103		20,590	2,598,467	藤本 憲 パソコン・ソフト(パワポイント)	事務・事務所費	藤本(憲)
23年10月10日	20231010-104		10,400	2,588,067	藤本 憲 市政報告ニュース	広報・広聴費	藤本(憲)
23年10月10日		4,500,000		7,088,067	政務活動費10月～12月分		
23年10月13日	20231013-105		1,782	7,086,285	藤本 憲 事務所 電気代9月分	事務・事務所費	藤本(憲)
23年10月15日	20231015-2		1,350	7,084,935	10/23-24 議員団視察 視察先・手土産代	調査研究費	
23年10月15日	20231015-3		4,681	7,080,254	10/23-24 議員団視察 視察先・手土産代	調査研究費	
23年10月15日	20231015-106		10,000	7,070,254	藤本 憲 10/15実施 市政報告会場費	広報・広聴費	藤本(憲)
23年10月16日	20231016-24		17,264	7,052,990	議員控室 コピー機カウンター料 口座振替	事務・事務所費	
23年10月18日	20231018-5		300	7,052,690	「月刊 生活と健康」10月号	資料購入費	
23年10月18日	20231018-31		9,484	7,043,206	森田事務所 電話料金	事務・事務所費	森田
23年10月18日	20231018-32		8,544	7,034,662	森田事務所 電話料金	事務・事務所費	森田
23年10月18日	20231018-33		1,597	7,033,065	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
23年10月18日	20231018-48		6,141	7,026,924	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年10月18日	20231018-49		4,219	7,022,705	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
23年10月19日	20231019-64		2,530	7,020,175	林原 市政報告印刷代	広報・広聴費	林原
23年10月20日	20231020-6		341,400	6,678,775	議員団事務局 [ ] 10月給与	人件費	
23年10月20日	20231020-8		680	6,678,095	「民青新聞」	資料購入費	
23年10月20日	20231020-25		1,650	6,676,445	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
23年10月20日	20231020-34		680	6,675,765	森田 民青新聞	資料購入費	森田
23年10月20日	20231020-65		680	6,675,085	林原 民青新聞	資料購入費	林原
23年10月20日	20231020-66		2,208	6,672,877	林原事務所 電気料金	事務・事務所費	林原
23年10月20日	20231020-67		140	6,672,737	林原 障害のある人の暮らし・生活の場を考える集会 参加交通費(JR堺市駅⇒三国ヶ丘	研修費	林原
23年10月20日	20231020-68		360	6,672,377	林原 障害のある人の暮らし・生活の場を考える集会 参加交通費(南海・三国ヶ丘駅⇒梅	研修費	林原
23年10月20日	20231020-69		360	6,672,017	林原 障害のある人の暮らし・生活の場を考える集会 参加交通費(梅・美木多駅⇒南海・三	研修費	林原
23年10月20日	20231020-70		140	6,671,877	林原 障害のある人の暮らし・生活の場を考える集会 参加交通費(三国ヶ丘駅⇒JR堺市	研修費	林原
23年10月20日	20231020-89		680	6,671,197	乾 民青新聞	資料購入費	乾
23年10月20日	20231020-90		12,517	6,658,680	いぬい友美市政たより 303 印刷代	広報・広聴費	乾
23年10月20日	20231020-107		680	6,658,000	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)

## 会計帳簿

2023年10月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
23年10月20日	20231020-108		33,000	6,625,000	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
23年10月23日	20231023-35		290	6,624,710	森田 視察旅費 南海高野線 堺東駅⇒難波駅	調査研究費	森田
23年10月23日	20231023-36		650	6,624,060	森田 視察旅費 バス なんば駅前⇒大阪空港	調査研究費	森田
23年10月23日	20231023-37		1,200	6,622,860	森田 視察旅費 京浜急行バス 羽田空港⇒海浜幕張駅	調査研究費	森田
23年10月23日	20231023-38		2,120	6,620,740	森田 視察旅費 海浜幕張駅⇒大原駅	調査研究費	森田
23年10月23日	20231023-39		2,930	6,617,810	森田 視察旅費 大原駅⇒品川駅	調査研究費	森田
23年10月23日	20231023-50		290	6,617,520	藤本幸子 視察旅費 南海高野線 堺東駅⇒難波駅	調査研究費	藤本(幸)
23年10月23日	20231023-51		650	6,616,870	藤本幸子 視察旅費 バス なんば駅前⇒大阪空港	調査研究費	藤本(幸)
23年10月23日	20231023-52		1,200	6,615,670	藤本幸子 視察旅費 京浜急行バス 羽田空港⇒海浜幕張駅	調査研究費	藤本(幸)
23年10月23日	20231023-53		2,120	6,613,550	藤本幸子 視察旅費 海浜幕張駅⇒大原駅	調査研究費	藤本(幸)
23年10月23日	20231023-54		2,930	6,610,620	藤本幸子 視察旅費 大原駅⇒品川駅	調査研究費	藤本(幸)
23年10月23日	20231023-71		290	6,610,330	林原 視察旅費 南海高野線 堺東駅⇒難波駅	調査研究費	林原
23年10月23日	20231023-72		650	6,609,680	林原 視察旅費 バス なんば駅前⇒大阪空港	調査研究費	林原
23年10月23日	20231023-73		1,200	6,608,480	林原 視察旅費 京浜急行バス 羽田空港⇒海浜幕張駅	調査研究費	林原
23年10月23日	20231023-74		2,120	6,606,360	林原 視察旅費 海浜幕張駅⇒大原駅	調査研究費	林原
23年10月23日	20231023-75		2,930	6,603,430	林原 視察旅費 大原駅⇒品川駅	調査研究費	林原
23年10月23日	20231023-91		290	6,603,140	乾 視察旅費 南海高野線 堺東駅⇒難波駅	調査研究費	乾
23年10月23日	20231023-92		650	6,602,490	乾 視察旅費 バス なんば駅前⇒大阪空港	調査研究費	乾
23年10月23日	20231023-93		1,200	6,601,290	乾 視察旅費 京浜急行バス 羽田空港⇒海浜幕張駅	調査研究費	乾
23年10月23日	20231023-94		1,170	6,600,120	乾 視察旅費 海浜幕張駅⇒大原駅(乗車券)	調査研究費	乾
23年10月23日	20231023-95		950	6,599,170	乾 視察旅費 海浜幕張駅⇒大原駅(特急自由席)	調査研究費	乾
23年10月23日	20231023-96		2,930	6,596,240	乾 視察旅費 大原駅⇒品川駅	調査研究費	乾
23年10月23日	20231023-109		290	6,595,950	藤本 憲 視察旅費 南海高野線 堺東駅⇒難波駅	調査研究費	藤本(憲)
23年10月23日	20231023-110		650	6,595,300	藤本 憲 視察旅費 バス なんば駅前⇒大阪空港	調査研究費	藤本(憲)
23年10月23日	20231023-111		1,200	6,594,100	藤本 憲 視察旅費 京浜急行バス 羽田空港⇒海浜幕張駅	調査研究費	藤本(憲)
23年10月23日	20231023-112		2,120	6,591,980	藤本 憲 視察旅費 海浜幕張駅⇒大原駅	調査研究費	藤本(憲)
23年10月23日	20231023-113		2,930	6,589,050	藤本 憲 視察旅費 大原駅⇒品川駅	調査研究費	藤本(憲)
23年10月24日	20231024-9		4,900	6,584,150	毎日新聞	資料購入費	
23年10月24日	20231024-40		310	6,583,840	森田 視察旅費 品川駅⇒大門駅	調査研究費	森田
23年10月24日	20231024-41		550	6,583,290	森田 視察旅費 大門駅⇒羽田空港第一ターミナル駅	調査研究費	森田
23年10月24日	20231024-42		650	6,582,640	森田 視察旅費 バス 大阪空港⇒なんば駅前	調査研究費	森田
23年10月24日	20231024-43		290	6,582,350	森田 視察旅費 南海高野線 難波駅⇒堺東駅	調査研究費	森田
23年10月24日	20231024-44		510	6,581,840	森田「学習の友」11月号	資料購入費	森田
23年10月24日	20231024-55		310	6,581,530	藤本幸子 視察旅費 品川駅⇒大門駅	調査研究費	藤本(幸)
23年10月24日	20231024-56		550	6,580,980	藤本幸子 視察旅費 大門駅⇒羽田空港第一ターミナル駅	調査研究費	藤本(幸)
23年10月24日	20231024-57		650	6,580,330	藤本幸子 視察旅費 バス 大阪空港⇒なんば駅前	調査研究費	藤本(幸)
23年10月24日	20231024-58		290	6,580,040	藤本幸子 視察旅費 南海高野線 難波駅⇒堺東駅	調査研究費	藤本(幸)
23年10月24日	20231024-76		310	6,579,730	林原 視察旅費 品川駅⇒大門駅	調査研究費	林原
23年10月24日	20231024-77		550	6,579,180	林原 視察旅費 大門駅⇒羽田空港第一ターミナル駅	調査研究費	林原
23年10月24日	20231024-78		650	6,578,530	林原 視察旅費 バス 大阪空港⇒なんば駅前	調査研究費	林原

## 会計帳簿

2023年10月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
23年10月24日	20231024-79		290	6,578,240	林原 視察旅費 南海高野線 難波駅→堺東駅	調査研究費	林原
23年10月24日	20231024-80		97,879	6,480,361	林原 パソコン・ソフト office home&Business 2021	事務・事務所費	林原
23年10月24日	20231024-97		310	6,480,051	乾 視察旅費 品川駅→大門駅	調査研究費	乾
23年10月24日	20231024-98		550	6,479,501	乾 視察旅費 大門駅→羽田空港第一ターミナル駅	調査研究費	乾
23年10月24日	20231024-99		650	6,478,851	乾 視察旅費 バス 大阪空港→なんば駅前	調査研究費	乾
23年10月24日	20231024-100		290	6,478,561	乾 視察旅費 南海高野線 難波駅→堺東駅	調査研究費	乾
23年10月24日	20231024-101		510	6,478,051	乾 「学習の友」11月号	資料購入費	乾
23年10月24日	20231024-114		310	6,477,741	藤本 憲 視察旅費 品川駅→大門駅	調査研究費	藤本(憲)
23年10月24日	20231024-115		550	6,477,191	藤本 憲 視察旅費 大門駅→羽田空港第一ターミナル駅	調査研究費	藤本(憲)
23年10月24日	20231024-116		650	6,476,541	藤本 憲 視察旅費 バス 大阪空港→なんば駅前	調査研究費	藤本(憲)
23年10月24日	20231024-117		290	6,476,251	藤本 憲 視察旅費 南海高野線 難波駅→堺東駅	調査研究費	藤本(憲)
23年10月25日	20231025-11		10,400	6,465,851	朝日・日経新聞	資料購入費	
23年10月25日	20231025-12		4,400	6,461,451	読売新聞	資料購入費	
23年10月25日	20231025-59		6,006	6,455,445	藤本幸子事務所 ノット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
23年10月25日	20231025-81		2,765	6,452,680	林原事務所 電話料金等 9月利用分	事務・事務所費	林原
23年10月25日	20231025-102		65,000	6,387,680	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
23年10月26日	20231026-26		2,100	6,385,580	議員団事務局雇用職員・福利厚生 SCKサービスセンター会費10月～12月分 口座振替	人件費	
23年10月26日	20231026-82		10,000	6,375,580	林原 地球環境市民会議「脱炭素にむけて自治体の取り組み」10/27・11/14 参加費	研修費	林原
23年10月27日	20231027-60		50,000	6,325,580	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
23年10月27日	20231027-83		30,000	6,295,580	林原事務所 家賃11月分	事務・事務所費	林原
23年10月27日	20231027-84		439	6,295,141	林原事務所 BIZMo光インターネット使用料	事務・事務所費	林原
23年10月31日	20231031-16		52,921	6,242,220	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
23年10月31日	20231031-18		4,200	6,238,020	「全国農業新聞」(2023・04～2023・09)	資料購入費	
23年10月31日	20231031-27		9,268	6,228,752	議員控室 電話料金(回線使用料) 口座振替	事務・事務所費	
23年10月31日	20231031-28		7,920	6,220,832	議員控室 パソコン・セキュリティー利用料 口座振替	事務・事務所費	
23年10月31日	20231031-45		32,000	6,188,832	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
23年10月31日	20231031-85		1,494	6,187,338	林原事務所 水道料金	事務・事務所費	林原
23年10月31日	20231031-86		1,229	6,186,109	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(9月分)・コピー機カウンター	事務・事務所費	林原
23年10月31日	20231031-118		3,434	6,182,675	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
		2,890,600			前月 繰越金		
		4,500,000			当月 収入合計	当月までの収入累計	12,000,000
		1,207,925			当月 支出合計	当月までの支出累計	5,817,325
		6,182,675			次月 繰越金		
		7,390,600		7,390,600			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会計帳簿

2023年11月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				6,182,675	前月繰越金		
23年11月01日	20231101-44		3,650	6,179,025	乾事務所 電話料金等 9月利用分	事務・事務所費	乾
23年11月01日	20231101-45		1,829	6,177,196	乾事務所 水道料金	事務・事務所費	乾
23年11月06日	20231106-29		3,960	6,173,236	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
23年11月06日	20231106-36		6,325	6,166,911	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
23年11月06日	20231106-37		7,150	6,159,761	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
23年11月07日	20231107-30		674	6,159,087	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年11月08日	20231108-51		3,580	6,155,507	藤本憲 11/19市政報告会 案内チラシ 印刷代	広報・広聴費	藤本(憲)
23年11月10日	20231110-52		1,062	6,154,445	藤本憲 事務所 電気代10月分	事務・事務所費	藤本(憲)
23年11月12日	20231112-46		6,021	6,148,424	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
23年11月14日	20231114-24		1,233	6,147,191	森田事務所 水道料金	事務・事務所費	森田
23年11月14日	20231114-25		1,024	6,146,167	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
23年11月14日	20231114-47		12,517	6,133,650	いねい友美市政たより 304 印刷代	広報・広聴費	乾
23年11月15日	20231115-2		300	6,133,350	「月刊 生活と健康」11月号	資料購入費	
23年11月15日	20231115-20		15,877	6,117,473	議員控室 コピー機カウンター料 口座振替	事務・事務所費	
23年11月17日	20231117-31		50,000	6,067,473	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
23年11月20日	20231120-3		341,400	5,726,073	議員団事務局 [REDACTED] 11月給与	人件費	
23年11月20日	20231120-5		680	5,725,393	「民青新聞」	資料購入費	
23年11月20日	20231120-21		1,650	5,723,743	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
23年11月20日	20231120-26		680	5,723,063	森田 民青新聞	資料購入費	森田
23年11月20日	20231120-38		30,000	5,693,063	林原事務所 家賃12月分	事務・事務所費	林原
23年11月20日	20231120-39		680	5,692,383	林原 民青新聞	資料購入費	林原
23年11月20日	20231120-40		2,092	5,690,291	林原事務所 電気料金	事務・事務所費	林原
23年11月20日	20231120-48		680	5,689,611	乾 民青新聞	資料購入費	乾
23年11月20日	20231120-53		680	5,688,931	藤本憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
23年11月21日	20231121-41		3,766	5,685,165	林原事務所 電話料金等 10月利用分	事務・事務所費	林原
23年11月21日	20231121-54		33,000	5,652,165	藤本憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
23年11月22日	20231122-22		27,940	5,624,225	議員団控室 様複合機 リース料(1回目・2回目)	事務・事務所費	
23年11月22日	20231122-32		3,617	5,620,608	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年11月22日	20231122-33		4,219	5,616,389	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
23年11月22日	20231122-34		6,006	5,610,383	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
23年11月24日	20231124-7		4,900	5,605,483	毎日新聞	資料購入費	
23年11月24日	20231124-8		4,400	5,601,083	読売新聞	資料購入費	
23年11月24日	20231124-27		550	5,600,533	森田「学習の友」12月号	資料購入費	森田
23年11月24日	20231124-49		550	5,599,983	乾「学習の友」12月号	資料購入費	乾
23年11月25日	20231125-50		65,000	5,534,983	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
23年11月27日	20231127-9		10,400	5,524,583	朝日・日経新聞	資料購入費	

## 会計帳簿

2023年11月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
23年11月27日	20231127-42		439	5,524,144	林原事務所 BIZMo光インターネット使用料	事務・事務所費	林原
23年11月28日	20231128-11		52,921	5,471,223	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
23年11月28日	20231128-12		768,900	4,702,323	市政報告 No15	広報・広聴費	
23年11月28日	20231128-13		193,600	4,508,723	2024年度予算要望書	広報・広聴費	
23年11月29日	20231129-14		31,845	4,476,878	DocuWorks (スキャン—OCR用ソフト)及び振込手数料	事務・事務所費	
23年11月29日	20231129-35		1,781	4,475,097	藤本幸子事務所 水道料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年11月29日	20231129-43		1,643	4,473,454	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(10月分)・コピー機カウン	事務・事務所費	林原
23年11月29日	20231129-55		3,584	4,469,870	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
23年11月30日	20231130-19		8,082	4,461,788	コピー用紙・レバーファイル・ホチキス針・テープのり・ペーパータオル	事務・事務所費	
23年11月30日	20231130-23		10,798	4,450,990	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティー利用料 口座振替	事務・事務所費	
23年11月30日	20231130-28		32,000	4,418,990	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
		6,182,675			前月繰越金		
		0			当月収入合計	当月までの収入累計	12,000,000
			1,763,685		当月支出合計	当月までの支出累計	7,581,010
			4,418,990		次月繰越金		
		6,182,675	6,182,675				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会計帳簿

2023年12月

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				4,418,990	前月繰越金		
23年12月01日	20231201-50		3,681	4,415,309	乾事務所 電話料金等 10月利用分	事務・事務所費	乾
23年12月02日	20231202-25		2,280	4,413,029	森田「いつでも元気」2023年10月号～2024年3月号 購読料	資料購入費	森田
23年12月04日	20231204-32		3,960	4,409,069	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
23年12月04日	20231204-38		6,325	4,402,744	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
23年12月04日	20231204-39		7,150	4,395,594	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
23年12月07日	20231207-33		1,225	4,394,369	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年12月07日	20231207-56		820	4,393,549	藤本 憲 12/23市政報告会 会場費 堺市立青少年センター	広報・広聴費	藤本(憲)
23年12月08日	20231208-1		626,040	3,767,509	議員団事務局 [REDACTED] 冬期一時金	人件費	
23年12月08日	20231208-26		9,116	3,758,393	森田 電話料金等 11月分	事務・事務所費	森田
23年12月08日	20231208-51		5,445	3,752,948	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
23年12月08日	20231208-57		22,980	3,729,968	藤本 憲 事務所 デスクトップパソコン及びソフト オフィス2021	事務・事務所費	藤本(憲)
23年12月08日	20231208-58		375	3,729,593	藤本 憲 事務所 パソコン用ディスプレイ接続HDMIケーブル	事務・事務所費	藤本(憲)
23年12月13日	20231213-27		1,353	3,728,240	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
23年12月13日	20231213-28		16,500	3,711,740	森田 日本教育新聞2023年12月～2024年5月	資料購入費	森田
23年12月14日	20231214-5		2,460	3,709,280	新婦人しんぶん 2023年7月～12月 購読料	資料購入費	
23年12月14日	20231214-40		820	3,708,460	林原 新婦人しんぶん 2023年11月12月 購読料	資料購入費	林原
23年12月15日	20231215-21		33,660	3,674,800	議員控室 パソコン保守料 口座振替	事務・事務所費	
23年12月15日	20231215-59		1,005	3,673,795	藤本 憲 事務所 電気代11月分	事務・事務所費	藤本(憲)
23年12月15日	20231215-60		33,000	3,640,795	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
23年12月15日	20231215-61		2,549	3,638,246	藤本 憲 事務所 WiFiルーター	事務・事務所費	藤本(憲)
23年12月17日	20231217-62		8,220	3,630,026	藤本 憲 市政報告会 12/23 1/21 案内チラシ 印刷代	広報・広聴費	藤本(憲)
23年12月18日	20231218-52		2,500	3,627,526	乾 商工新聞 8月～12月 購読料	資料購入費	乾
23年12月19日	20231219-41		2,196	3,625,330	林原事務所 電気料金	事務・事務所費	林原
23年12月20日	20231220-6		341,400	3,283,930	議員団事務局 [REDACTED] 12月給与	人件費	
23年12月20日	20231220-8		680	3,283,250	「民青新聞」	資料購入費	
23年12月20日	20231220-9		300	3,282,950	「月刊 生活と健康」12月号	資料購入費	
23年12月20日	20231220-22		1,650	3,281,300	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
23年12月20日	20231220-29		680	3,280,620	森田 民青新聞	資料購入費	森田
23年12月20日	20231220-34		50,000	3,230,620	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
23年12月20日	20231220-35		4,252	3,226,368	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
23年12月20日	20231220-36		4,219	3,222,149	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
23年12月20日	20231220-42		30,000	3,192,149	林原事務所 家賃1月分	事務・事務所費	林原
23年12月20日	20231220-43		680	3,191,469	林原 民青新聞	資料購入費	林原
23年12月20日	20231220-44		2,778	3,188,691	林原事務所 電話料金等 11月利用分	事務・事務所費	林原
23年12月20日	20231220-53		680	3,188,011	乾 民青新聞	資料購入費	乾
23年12月20日	20231220-63		680	3,187,331	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)

## 会計帳簿

2023年12月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
23年12月20日	20231220-64		23,800	3,163,531	藤本 憲 プロジェクター用スクリーン(市政報告用)	事務・事務所費	藤本(憲)
23年12月20日	20231220-65		47,400	3,116,131	藤本 憲 プロジェクター(市政報告用)	事務・事務所費	藤本(憲)
23年12月22日	20231222-11		10,400	3,105,731	朝日・日経新聞	資料購入費	
23年12月22日	20231222-23		13,970	3,091,761	議員団控室 槍合機 リース料(3回目)	事務・事務所費	
23年12月22日	20231222-30		9,020	3,082,741	森田 電話料金等 12月分	事務・事務所費	森田
23年12月22日	20231222-54		12,517	3,070,224	いぬい友美市政たより 401 印刷代	広報・広聴費	乾
23年12月22日	20231222-66		3,379	3,066,845	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
23年12月23日	20231223-45		4,000	3,062,845	林原 いつでも元気 2024年2月号～2025年1月号	資料購入費	林原
23年12月25日	20231225-13		4,900	3,057,945	毎日新聞	資料購入費	
23年12月25日	20231225-14		4,400	3,053,545	読売新聞	資料購入費	
23年12月25日	20231225-55		65,000	2,988,545	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
23年12月26日	20231226-37		6,006	2,982,539	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
23年12月26日	20231226-46		1,494	2,981,045	林原事務所 水道料金	事務・事務所費	林原
23年12月27日	20231227-47		439	2,980,606	林原事務所 BizMo光インターネット使用料	事務・事務所費	林原
23年12月27日	20231227-48		1,229	2,979,377	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(11月分)・コピー機カウンタ手数料	事務・事務所費	林原
23年12月27日	20231227-49		1,196	2,978,181	林原 市政報告(追加) 印刷代 及び 振込手数料	広報・広聴費	林原
23年12月27日	20231227-67		29,980	2,948,201	藤本 憲 パソコンソフト・オフィス(控室パソコン用)	事務・事務所費	藤本(憲)
23年12月28日	20231228-16		52,921	2,895,280	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
23年12月28日	20231228-18		49,000	2,846,280	自治体問題研究所 会費5名分(2023年5月～12月)	研修費	
23年12月28日	20231228-20		6,960	2,839,320	「日中友好新聞」2023・7～2024・6 購読料	資料購入費	
23年12月28日	20231228-24		6,000	2,833,320	「商工新聞」2023年1月～12月 購読料	資料購入費	
23年12月28日	20231228-31		32,000	2,801,320	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
		4,418,990			前月繰越金		
		0			当月収入合計	当月までの収入累計	12,000,000
		1,617,670			当月支出合計	当月までの支出累計	9,198,680
		2,801,320			次月繰越金		
		4,418,990	4,418,990				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会計帳簿

2024年1月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				2,801,320	前月繰越金		
24年01月04日	20240104-31		9,268	2,792,052	議員控室 電話料金(回線使用料) 口座振替	事務・事務所費	
24年01月04日	20240104-32		18,542	2,773,510	議員控室 コピー機カウンター料//パソコン・セキュリティー利用料 口座振替	事務・事務所費	
24年01月04日	20240104-46		3,960	2,769,550	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
24年01月04日	20240104-54		6,325	2,763,225	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
24年01月04日	20240104-55		7,150	2,756,075	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
24年01月04日	20240104-65		4,073	2,752,002	乾事務所 電話料金等 11月利用分	事務・事務所費	乾
24年01月04日	20240104-66		2,068	2,749,934	乾事務所 水道料金	事務・事務所費	乾
24年01月05日	20240105-37		1,100	2,748,834	森田「学習の友」1月号及び春別	資料購入費	森田
24年01月05日	20240105-67		1,100	2,747,734	乾「学習の友」(1月号・春別)	資料購入費	乾
24年01月09日	20240109-47		1,297	2,746,437	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年01月10日		4,500,000		7,246,437	政務活動費1月～3月分		
24年01月11日	20240111-38		1,332	7,245,105	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
24年01月11日	20240111-39		1,233	7,243,872	森田事務所 水道料金	事務・事務所費	森田
24年01月13日	20240113-68		5,151	7,238,721	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
24年01月15日	20240115-5		84	7,238,637	生活相談者への資料発送費	事務・事務所費	
24年01月17日	20240117-6		3,500	7,235,137	書籍「2023年・2024年制度のあらまし」	資料購入費	
24年01月17日	20240117-40		3,500	7,231,637	森田 書籍「制度のあらまし」(2023・2024)	資料購入費	森田
24年01月17日	20240117-48		3,500	7,228,137	藤本 幸子 書籍「制度のあらまし」(2023・2024)	資料購入費	藤本(幸)
24年01月17日	20240117-56		3,500	7,224,637	林原 書籍「制度のあらまし」(2023・2024)	資料購入費	林原
24年01月17日	20240117-69		3,500	7,221,137	乾 書籍「制度のあらまし」(2023年・2024年)	資料購入費	乾
24年01月17日	20240117-75		3,500	7,217,637	藤本 憲 書籍「制度のあらまし」(2023・2024)	資料購入費	藤本(憲)
24年01月19日	20240119-11		341,400	6,876,237	議員団事務局 [REDACTED] 1月給与	人件費	
24年01月19日	20240119-13		680	6,875,557	「民青新聞」	資料購入費	
24年01月19日	20240119-41		680	6,874,877	森田 民青新聞	資料購入費	森田
24年01月19日	20240119-42		6,810	6,868,067	森田 外部スピーカー及びプラグアダプタ(市政報告会 使用用)	広報・広聴費	森田
24年01月19日	20240119-57		680	6,867,387	林原 民青新聞	資料購入費	林原
24年01月19日	20240119-70		680	6,866,707	乾 民青新聞	資料購入費	乾
24年01月19日	20240119-71		12,465	6,854,242	いねい友美市政たより 402 印刷代	広報・広聴費	乾
24年01月19日	20240119-76		10,000	6,844,242	藤本 憲 1/21市政報告会 会場費 英影校区地域会館	広報・広聴費	藤本(憲)
24年01月19日	20240119-77		1,182	6,843,060	藤本 憲 事務所 電気代12月分	事務・事務所費	藤本(憲)
24年01月19日	20240119-78		33,000	6,810,060	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
24年01月19日	20240119-79		680	6,809,380	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
24年01月20日	20240120-72		6,100	6,803,280	乾 書籍「ウクライナとアフガニスタン」他4冊	資料購入費	乾
24年01月22日	20240122-33		1,650	6,801,630	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
24年01月22日	20240122-34		13,970	6,787,660	議員団控室 複合機 リース料(3回目)	事務・事務所費	
24年01月22日	20240122-58		30,000	6,757,660	林原事務所 家賃2月分	事務・事務所費	林原
24年01月23日	20240123-14		10,400	6,747,260	朝日・日経新聞	資料購入費	
24年01月23日	20240123-59		3,204	6,744,056	林原事務所 電気料金	事務・事務所費	林原
24年01月23日	20240123-60		2,787	6,741,269	林原事務所 電話料金等 12月利用分	事務・事務所費	林原

## 会計帳簿

2024年1月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
24年01月24日	20240124-18		4,900	6,736,369	毎日新聞	資料購入費	
24年01月24日	20240124-19		300	6,736,069	「月刊 生活と健康」1月号	資料購入費	
24年01月24日	20240124-43		550	6,735,519	森田「学習の友」2月号	資料購入費	森田
24年01月24日	20240124-49		6,660	6,729,859	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年01月24日	20240124-50		4,219	6,724,640	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
24年01月24日	20240124-51		6,006	6,718,634	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
24年01月24日	20240124-73		550	6,718,084	乾「学習の友」(2月号)	資料購入費	乾
24年01月25日	20240125-21		4,400	6,713,684	読売新聞	資料購入費	
24年01月25日	20240125-52		50,000	6,663,684	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
24年01月25日	20240125-74		65,000	6,598,684	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
24年01月26日	20240126-35		2,100	6,596,584	議員団事務局雇用職員・福利厚生 SCKサービスセンター会員費1~3月分 口座振替	人件費	
24年01月26日	20240126-61		4,281	6,592,303	林原事務所 コピー機用紙代	事務・事務所費	林原
24年01月26日	20240126-62		27,610	6,564,693	林原事務所 RISOインク代・マスター代及びコピー機カウンターレンタル料	事務・事務所費	林原
24年01月26日	20240126-63		679	6,564,014	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(12月分)	事務・事務所費	林原
24年01月29日	20240129-24		150,357	6,413,657	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
24年01月29日	20240129-28		4,389	6,409,268	コピー用紙	事務・事務所費	
24年01月29日	20240129-64		439	6,408,829	林原事務所 BizMo光インターネット使用料	事務・事務所費	林原
24年01月30日	20240130-29		9,545	6,399,284	USB-C デジタルAV アダプター及び振込手数料	事務・事務所費	
24年01月30日	20240130-30		1,223	6,398,061	HDMIケーブル 及び振込手数料	事務・事務所費	
24年01月30日	20240130-80		3,300	6,394,761	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
24年01月30日	20240130-81		1,870	6,392,891	藤本 憲 書籍「マイノリティデザイン『弱さ』を生かせる社会をつくろう」	資料購入費	藤本(憲)
24年01月31日	20240131-36		15,790	6,377,101	議員控室 コピー機カウンターレンタル料/パソコン・セキュリティー利用料 口座振替	事務・事務所費	
24年01月31日	20240131-44		8,562	6,368,539	森田 電話料金等 1月分	事務・事務所費	森田
24年01月31日	20240131-45		32,000	6,336,539	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
24年01月31日	20240131-53		1,925	6,334,614	藤本幸子事務所 水道料金	事務・事務所費	藤本(幸)
		2,801,320			前月 練 越 金		
		4,500,000			当月 収 入 合 計	当月までの収入累計	16,500,000
		966,706			当月 支 出 合 計	当月までの支出累計	10,165,386
		6,334,614			次月 練 越 金		
		7,301,320	7,301,320				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会計帳簿

会派の名称・議員氏名

2024年2月

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				6,334,614	前月繰越金		
24年02月04日	20240204-45		3,682	6,330,932	乾事務所 電話料金等 12月利用分	事務・事務所費	乾
24年02月05日	20240205-31		3,960	6,326,972	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
24年02月05日	20240205-37		6,325	6,320,647	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
24年02月05日	20240205-38		7,150	6,313,497	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
24年02月05日	20240205-51		1,870	6,311,627	藤本 憲 書籍「差別する人の研究」	資料購入費	藤本(憲)
24年02月07日	20240207-1		3,735	6,307,892	ルーター	事務・事務所費	
24年02月07日	20240207-32		1,402	6,306,490	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年02月08日	20240208-23		1,736	6,304,754	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
24年02月08日	20240208-24		99,000	6,205,754	森田 ノートパソコン	事務・事務所費	森田
24年02月08日	20240208-46		5,564	6,200,190	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
24年02月09日	20240209-52		6,990	6,193,200	藤本 憲 スタイラスペン	事務・事務所費	藤本(憲)
24年02月13日	20240213-25		5,626	6,187,574	森田 市政報告ニュース 発送・メール便	広報・広聴費	森田
24年02月15日	20240215-26		26,954	6,160,620	森田 タブレット用ペンシル・ケース・画面シート	事務・事務所費	森田
24年02月15日	20240215-27		116,800	6,043,820	森田 タブレット	事務・事務所費	森田
24年02月16日	20240216-53		2,348	6,041,472	藤本 憲 事務所 電気代1月分	事務・事務所費	藤本(憲)
24年02月16日	20240216-54		33,000	6,008,472	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
24年02月17日	20240217-3		3,080	6,005,392	変換ケーブル	事務・事務所費	
24年02月18日	20240218-47		44,800	5,960,592	乾議員 11インチ iPadpro(第4世代)用 Magic Keyboard	事務・事務所費	乾
24年02月20日	20240220-4		341,400	5,619,192	議員団事務局 [REDACTED] 2月給与	人件費	
24年02月20日	20240220-6		680	5,618,512	「民青新聞」	資料購入費	
24年02月20日	20240220-19		1,650	5,616,862	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
24年02月20日	20240220-28		680	5,616,182	森田 民青新聞	資料購入費	森田
24年02月20日	20240220-39		680	5,615,502	林原 民青新聞	資料購入費	林原
24年02月20日	20240220-40		30,000	5,585,502	林原事務所 家賃3月分	事務・事務所費	林原
24年02月20日	20240220-41		2,544	5,582,958	林原事務所 電気料金	事務・事務所費	林原
24年02月20日	20240220-42		3,025	5,579,933	林原事務所 電話料金等 1月利用分	事務・事務所費	林原
24年02月20日	20240220-48		680	5,579,253	乾 民青新聞	資料購入費	乾
24年02月20日	20240220-55		680	5,578,573	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
24年02月21日	20240221-29		550	5,578,023	森田 「学習の友」3月号	資料購入費	森田
24年02月21日	20240221-33		5,997	5,572,026	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年02月21日	20240221-34		4,219	5,567,807	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
24年02月21日	20240221-35		6,006	5,561,801	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
24年02月21日	20240221-49		550	5,561,251	乾 「学習の友」(3月号)	資料購入費	乾
24年02月22日	20240222-20		13,970	5,547,281	議員団控室 複合機 リース料(4回目)	事務・事務所費	
24年02月25日	20240225-50		65,000	5,482,281	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
24年02月26日	20240226-8		4,900	5,477,381	毎日新聞	資料購入費	

## 会計帳簿

2024年2月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
24年02月26日	20240226-9		10,400	5,466,981	朝日・日経新聞	資料購入費	
24年02月26日	20240226-10		4,400	5,462,581	読売新聞	資料購入費	
24年02月26日	20240226-36		50,000	5,412,581	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
24年02月27日	20240227-13		52,921	5,359,660	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
24年02月27日	20240227-15		4,484	5,355,176	スティックのり・フラットファイル・マグネット・ハンドソープ	事務・事務所費	
24年02月27日	20240227-43		439	5,354,737	林原事務所 BiZiMo光インターネット使用料	事務・事務所費	林原
24年02月27日	20240227-56		3,586	5,351,151	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
24年02月28日	20240228-16		1,175,900	4,175,251	市政報告 No16	広報・広聴費	
24年02月28日	20240228-17		300	4,174,951	「月刊 生活と健康」2月号	資料購入費	
24年02月28日	20240228-44		1,279	4,173,672	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(1月分)及びコピー機カウンタ	事務・事務所費	林原
24年02月29日	20240229-18		959,200	3,214,472	議員団ホームページリニューアル	広報・広聴費	
24年02月29日	20240229-21		9,268	3,205,204	議員控室 電話料金(回線使用料) 口座振替	事務・事務所費	
24年02月29日	20240229-22		18,878	3,186,326	議員控室 コピー機カウンター料/パソコン・セキュリティー利用料 口座振替	事務・事務所費	
24年02月29日	20240229-30		32,000	3,154,326	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
24年02月29日	20240229-57		3,916	3,150,410	藤本 憲 書籍「災害支援に女性の視点を」「災害女性学をつくる」	資料購入費	藤本(憲)
24年02月29日	20240229-58		8,780	3,141,630	藤本 憲 タブレット用備品(キーボード・USBハブ)	事務・事務所費	藤本(憲)
		6,334,614			前月繰越金		
		0			当月収入合計	当月までの収入累計	16,500,000
		3,192,984			当月支出合計	当月までの支出累計	13,358,370
		3,141,630			次月繰越金		
		6,334,614	6,334,614				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

## 会計帳簿

会派の名称・議員氏名

2024年3月

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
				3,141,630	前月繰越金		
24年03月01日	20240301-36		1,494	3,140,136	林原事務所 水道料金	事務・事務所費	林原
24年03月01日	20240301-48		3,826	3,136,310	乾事務所 電話料金等 1月利用分	事務・事務所費	乾
24年03月04日	20240304-21		8,720	3,127,590	森田 電話料金等 2月分	事務・事務所費	森田
24年03月04日	20240304-29		3,960	3,123,630	藤本幸子事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	藤本(幸)
24年03月04日	20240304-37		6,325	3,117,305	林原事務所 コピー機リース代	事務・事務所費	林原
24年03月04日	20240304-38		7,150	3,110,155	林原事務所 印刷機リース代	事務・事務所費	林原
24年03月04日	20240304-49		1,877	3,108,278	乾事務所 水道料金	事務・事務所費	乾
24年03月07日	20240307-30		1,334	3,106,944	藤本幸子事務所 ガス料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年03月08日	20240308-22		96,009	3,010,935	森田 パソコン ソフト	事務・事務所費	森田
24年03月08日	20240308-23		1,233	3,009,702	森田事務所 水道料金	事務・事務所費	森田
24年03月10日	20240310-50		568	3,009,134	乾事務所 洗剤・トイレットペーパー	事務・事務所費	乾
24年03月12日	20240312-51		4,911	3,004,223	乾事務所 ガス料金・電気料金	事務・事務所費	乾
24年03月14日	20240314-62		23,100	2,981,123	藤本 憲 ゼンリン 堺区住宅地図及びバインダー	資料購入費	藤本(憲)
24年03月15日	20240315-24		1,891	2,979,232	森田事務所 電気料金	事務・事務所費	森田
24年03月18日	20240318-59		1,480	2,977,752	HDMIケーブル(3m)	事務・事務所費	乾
24年03月19日	20240319-3		341,400	2,636,352	議員団事務局 [REDACTED] 3月給与	人件費	
24年03月19日	20240319-5		680	2,635,672	「民青新聞」	資料購入費	
24年03月19日	20240319-25		680	2,634,992	森田 民青新聞	資料購入費	森田
24年03月19日	20240319-39		680	2,634,312	林原 民青新聞	資料購入費	林原
24年03月19日	20240319-40		30,000	2,604,312	林原事務所 家賃4月分	事務・事務所費	林原
24年03月19日	20240319-41		2,312	2,602,000	林原事務所 電気料金	事務・事務所費	林原
24年03月19日	20240319-52		680	2,601,320	乾 民青新聞	資料購入費	乾
24年03月19日	20240319-66		680	2,600,640	藤本 憲 民青新聞	資料購入費	藤本(憲)
24年03月20日	20240320-31		5,607	2,595,033	藤本幸子事務所 電気料金	事務・事務所費	藤本(幸)
24年03月20日	20240320-32		4,215	2,590,818	藤本幸子事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(幸)
24年03月21日	20240321-19		1,650	2,589,168	議員控室 パソコン インターネットプロバイダー 口座振替	事務・事務所費	
24年03月21日	20240321-26		550	2,588,618	森田 「学習の友」4月号	資料購入費	森田
24年03月21日	20240321-42		2,786	2,585,832	林原事務所 電話料金等 2月利用分	事務・事務所費	林原
24年03月21日	20240321-53		550	2,585,282	乾 「学習の友」(4月号)	資料購入費	乾
24年03月21日	20240321-63		1,216	2,584,066	藤本 憲 事務所 電気代2月分	事務・事務所費	藤本(憲)
24年03月21日	20240321-64		33,000	2,551,066	藤本 憲 事務所家賃	事務・事務所費	藤本(憲)
24年03月22日	20240322-20		13,970	2,537,096	議員団控室 複合機 リース料(5回目)	事務・事務所費	
24年03月22日	20240322-27		8,528	2,528,568	森田 電話料金等 3月分	事務・事務所費	森田
24年03月22日	20240322-43		23,100	2,505,468	林原 ゼンリン住宅地図(堺市北区)及びバインダー	資料購入費	林原
24年03月22日	20240322-65		3,681	2,501,787	藤本 憲 事務所 電話料金等	事務・事務所費	藤本(憲)
24年03月23日	20240323-55		10,580	2,491,207	乾 ipadケーブル	事務・事務所費	乾

## 会計帳簿

2024年3月

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
24年03月23日	20240323-56		14,342	2,476,865	ファイルボックススタンド・仕切りスタンド	事務・事務所費	
24年03月23日	20240323-57		37,450	2,439,415	テプラ	事務・事務所費	
24年03月23日	20240323-58		10,940	2,428,475	テプラ・テープ	事務・事務所費	
24年03月25日	20240325-7		4,900	2,423,575	毎日新聞	資料購入費	
24年03月25日	20240325-8		4,400	2,419,175	読売新聞	資料購入費	
24年03月25日	20240325-44		132,000	2,287,175	林原 市政報告印刷代	広報・広聴費	林原
24年03月25日	20240325-54		65,000	2,222,175	乾事務所 家賃	事務・事務所費	乾
24年03月26日	20240326-9		12,870	2,209,305	ゼンリン 美原区住宅地図	資料購入費	
24年03月27日	20240327-10		300	2,209,005	「月刊 生活と健康」3月号	資料購入費	
24年03月27日	20240327-11		10,400	2,198,605	朝日・日経新聞	資料購入費	
24年03月27日	20240327-33		6,006	2,192,599	藤本幸子事務所 ネット回線使用料	事務・事務所費	藤本(幸)
24年03月27日	20240327-45		439	2,192,160	林原事務所 BizMo光インターネット使用料	事務・事務所費	林原
24年03月27日	20240327-46		1,229	2,190,931	林原事務所 Microsoft365 Apps for business 利用料(2月分)及びコピー機カウン	事務・事務所費	林原
24年03月27日	20240327-47		64,680	2,126,251	林原 タブレット キーボード・ペンシル代	事務・事務所費	林原
24年03月28日	20240328-13		52,921	2,073,330	議員団事務局 社会保険料(事業主負担分)	人件費	
24年03月28日	20240328-34		50,000	2,023,330	藤本幸子事務所 家賃	事務・事務所費	藤本(幸)
24年03月28日	20240328-60		2,532	2,020,798	文具品(油性マーカー・ボールペン等)	事務・事務所費	
24年03月28日	20240328-61		3,247	2,017,551	電源タップ	事務・事務所費	
24年03月28日	20240328-67		5,500	2,012,051	藤本 憲 書籍	資料購入費	藤本(憲)
24年03月29日	20240329-14		228,779	1,783,272	議員団控室 パソコン	事務・事務所費	
24年03月29日	20240329-15		1,166,000	617,272	市政報告 No17	広報・広聴費	
24年03月29日	20240329-17		5,430	611,842	コピー用紙・紙ひも・ペーパータオル	事務・事務所費	
24年03月29日	20240329-28		32,000	579,842	森田事務所 家賃	事務・事務所費	森田
24年03月29日	20240329-35		398,200	181,642	藤本幸子 市政報告ニュース印刷代	広報・広聴費	藤本(幸)
24年03月31日	20240331-68		9,610	172,032	藤本 憲 市政報告案内チラシ印刷代	広報・広聴費	藤本(憲)
		3,141,630			前月繰越金		
		0			当月収入合計	当月までの収入累計	16,500,000
			2,969,598		当月支出合計	当月までの支出累計	16,327,968
			172,032		期末残高		
		3,141,630	3,141,630				

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所費借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可)(①調査研究費、②研究費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

参考様式第1号

## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 日本共産党堺市議会議員団

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の 氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住 所	〒 [REDACTED] 大阪府堺市 [REDACTED]	[REDACTED]	
雇用期間 (雇用開始日)	2003年 6 月 1 日 ~ 年 月 日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	37.5 時間 / 週 (1日 7.5 時間 × 5日 / 週)		
賃金額	<input checked="" type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	341,400 円(夏・冬一時金有り)	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	100%	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 時間	(週勤務時間数) 時間
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他( ) ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考	※2023年4月給与改定		

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

# 雇用契約書

被雇用者氏名 [REDACTED] 殿

雇用主 所在地 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1

堺市役所内

名称 日本共産党堺市議会議員団事務局

代表者 [REDACTED]

雇用条件は次のとおりとします。

契約期間	① 期間の定めなし (平成 15年 6月 1日 雇入れ) ② 期間の定めあり: 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日
雇用形態	(正社員) パートタイマー・嘱託・その他 ( )
就業の場所	日本共産党堺市議会議員団控え室
従事する業務の内容	日本共産党堺市議会議員団の政務活動に係わる補助事務
始業・終業の時刻及び休憩時間	1 始業・終業の時刻 : (始業) 午前 9 時 00 分 ~ (終業) 午後 5 時 30 分 2 休憩時間 : 60 分 3 1 週間の所定労働時間 : 37 時間 30 分
所定外労働の有無	1 所定時間外労働の有無 : 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> 2 休日労働の有無 : 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
休日	1 定例日 : 毎週 土・日 曜日、国民の祝日、その他 (12月29日から1月3日)
休暇	1 年次有給休暇 20 日 2 その他の休暇 ① 有給の休暇 (弔慶休暇その他特別にこれを事業者が認めた場合)、 ② 無給の休暇 (育児介護休業)
賃金	1 基本賃金: 日本共産党大阪府委員会の規程に準ずる 2 諸手当: イ 通勤手当 (3,000 円 / 月) 3 所定時間外、休日又は深夜労働に対して支払われる割増賃金率 イ 所定時間外 法定超 : %, 所定超 : %, ロ 休日 法定休日 : %, 法定外休日 : %, ハ 深夜 : % 4 賃金締切日: 每月 15 日、賃金支払日: 每月 20 日 5 支払方法: 現金支給 6 賃金支払時の控除 (所得税・住民税・社会保険料・雇用保険料・赤旗大阪互助会会費等) 7 賞与 : 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> [年 2 回 日本共産党大阪府委員会の規程に準ずる]
退職に関する事項	1 自己都合退職の手続 : 退職する 15 日以上前に届け出ること 2 解雇の事由及び手続 : 日本共産党大阪府委員会の規程に準ずる
社会保険等の加入	・ 社会保険の加入 : 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/> ・ 雇用保険の適用 : 有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>
備考	・ 福利厚生として、公益財團法人 堀市労働者福祉サービスセンターの会費を雇用主が負担する。

上記について承諾しました。

令和元年 5月 8日

被雇用者 住所 大阪府堺市 [REDACTED]

氏名 [REDACTED]

2023年 4月 後半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
10		0	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計				
		午前	午後	開始時刻	終了時刻								
16	日												
17	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
18	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
19	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
20	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
21	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
22	土												
23	日												
24	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
25	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
26	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
27	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
28	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
29	土	祝休日	祝休日										
30	日												
--	--												

2023年 5月 前半

氏名

出勤日数(換算)		有休取得日数	
7.5		0.5	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
1	月	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
2	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
3	水	祝休日	祝休日						
4	木	祝休日	祝休日						
5	金	祝休日	祝休日						
6	土								
7	日								
8	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
9	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
10	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
11	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
12	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
13	土								
14	日								
15	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

2023年 5月 後半

氏名 [REDACTED]

出勤日数(換算)			有休取得日数	
12			0	

日	曜日	区分		就業時刻						合計
				開始時刻	終了時刻	就業時間	早出	早朝		
		午前	午後				残業	深夜		
16	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
17	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
18	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
19	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
20	土									
21	日									
22	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
23	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
24	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
25	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
26	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
27	土									
28	日									
29	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
30	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
31	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30

20230620-3

2023年 6月 前半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
11		0	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
				開始時刻	終了時刻				
		午前	午後						
1	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
2	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
3	土								
4	日								
5	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
7	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
8	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
9	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
10	土								
11	日								
12	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
13	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
14	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
15	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

20230620-3

2023年 6月 後半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
11		0	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
				開始時刻	終了時刻				
		午前	午後						
16	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
17	土								
18	日								
19	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
20	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
21	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
22	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
23	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
24	土								
25	日								
26	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
27	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
28	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
29	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
30	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
--	--								

20230720-10

2023年 7月 前半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
10		0	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
				開始時刻	終了時刻				
		午前	午後						
1	土								
2	日								
3	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
4	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
7	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
8	土								
9	日								
10	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
11	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
12	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
13	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
14	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
15	土								

20230720-10

2023年 7月 後半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
10		0	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間			合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻		早出 残業	早朝 深夜	
16	日								
17	月	祝休日	祝休日						
18	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
19	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
20	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
21	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
22	土								
23	日								
24	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
25	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
26	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
27	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
28	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
29	土								
30	日								
31	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

2023年 8月 前半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
9		1	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
				開始時刻	終了時刻				
		午前	午後						
1	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
2	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
3	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
4	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	土								
6	日								
7	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
8	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
9	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
10	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
11	金	祝休日	祝休日						
12	土								
13	日								
14	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
15	火	有休	有休						

20230818-3

2023年 8月 後半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
12		0	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	合計	
				開始時刻	終了時刻			
		午前	午後				早出	早朝
16	水	出勤 出勤		9:00	17:30	7:30		
17	木	出勤 出勤		9:00	17:30	7:30		
18	金	出勤 出勤		9:00	17:30	7:30		
19	土							
20	日							
21	月	出勤 出勤		9:00	17:30	7:30		
22	火	出勤 出勤		9:00	17:30	7:30		
23	水	出勤 出勤		9:00	17:30	7:30		
24	木	出勤 出勤		9:00	17:30	7:30		
25	金	出勤 出勤		9:00	17:30	7:30		
26	土							
27	日							
28	月	出勤 出勤		9:00	17:30	7:30		
29	火	出勤 出勤		9:00	17:30	7:30		
30	水	出勤 出勤		9:00	17:30	7:30		
31	木	出勤 出勤		9:00	17:30	7:30		

20230920-2

2023年 9月 前半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
11		0	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出	早朝	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
1	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
2	土								
3	日								
4	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
7	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
8	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
9	土								
10	日								
11	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
12	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
13	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
14	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
15	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

20230920-2

2023年 9月 後半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
9		0	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
16	土								
17	日								
18	月	祝休日	祝休日						
19	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
20	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
21	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
22	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
23	土	祝休日	祝休日						
24	日								
25	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
26	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
27	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
28	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
29	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
30	土								
—	—								

20231020-6

2023年 10月 前半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
9		0	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計				
		午前	午後	開始時刻	終了時刻								
1	日												
2	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
3	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
4	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
5	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
6	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
7	土												
8	日												
9	月	祝休日	祝休日										
10	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
11	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
12	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
13	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30				
14	土												
15	日												

2023年 10月 後半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
11.5		0.5	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	合計	
				開始時刻	終了時刻		早出	早朝
		午前	午後				残業	深夜
16	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		7:30
17	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		7:30
18	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		7:30
19	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		7:30
20	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		7:30
21	土							
22	日							
23	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		7:30
24	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		7:30
25	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		7:30
26	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		7:30
27	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30		4:30
28	土							
29	日							
30	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		7:30
31	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		7:30

20231120-3

2023年 11月 前半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
9		1	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	合計	
				開始時刻	終了時刻			
		午前	午後				早出	早朝
1	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		
2	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		
3	金	祝休日	祝休日					
4	土							
5	日							
6	月	有休	有休					
7	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		
8	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		
9	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		
10	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		
11	土							
12	日							
13	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		
14	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		
15	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30		

20231120-3

2023年 11月 後半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
10		0	

日	曜日	区分		就業時刻						合計
				開始時刻	終了時刻	就業時間	早出	早朝		
		午前	午後				残業	深夜		
16	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
17	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
18	土									
19	日									
20	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
21	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
22	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
23	木	祝休日	祝休日							
24	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
25	土									
26	日									
27	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
28	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
29	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
30	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
--	--									

20231220-6

2023年 12月 前半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
10		1	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
1	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
2	土								
3	日								
4	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
7	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
8	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
9	土								
10	日								
11	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
12	火	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
13	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
14	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
15	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

2023年 12月 後半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
8.5		0.5	

日	曜日	区分		就業時刻						合計
				開始時刻	終了時刻	就業時間	早出	早朝		
		午前	午後				残業	深夜		
16	土									
17	日									
18	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
19	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
20	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
21	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
22	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30	
23	土									
24	日									
25	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
26	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
27	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
28	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30	
29	金	非勤日	非勤日							
30	土									
31	日									

2024年 1月 前半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
7		0	

日	曜日	区分		就業時刻					合計
				開始時刻	終了時刻	就業時間	早出	早朝	
		午前	午後				残業	深夜	
1	月	祝休日	祝休日						
2	火	非勤日	非勤日						
3	水	非勤日	非勤日						
4	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	土								
7	日								
8	月	祝休日	祝休日						
9	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
10	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
11	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
12	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
13	土								
14	日								
15	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

2024年 1月 後半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
11		1	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間			合計
				開始時刻	終了時刻	就業時間	早出	早朝	
		午前	午後				残業	深夜	
16	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
17	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
18	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
19	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
20	土								
21	日								
22	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
23	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
24	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
25	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
26	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
27	土								
28	日								
29	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
30	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
31	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

2024年 2月 前半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
9.5		0.5	

日	曜日	区分		就業時刻						合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻	就業時間	早出	早朝		
							残業	深夜		
1	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
2	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
3	土									
4	日									
5	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
6	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
7	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
8	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
9	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
10	土									
11	日									
12	月	祝休日	祝休日							
13	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
14	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30				7:30
15	木	有休	出勤	13:00	17:30	4:30				4:30

20240220-4

2024年 2月 後半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
8		1	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間	早出 残業	早朝 深夜	合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻				
16	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
17	土								
18	日								
19	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
20	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
21	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
22	木	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
23	金	祝休日	祝休日						
24	土								
25	日								
26	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
27	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
28	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
29	木	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
--	--								
--	--								

2024 年 3 月 前半

氏名	[REDACTED]
----	------------

出勤日数(換算)		有休取得日数	
10.5		0.5	

日	曜日	区分		就業時刻		就業時間			合計
		午前	午後	開始時刻	終了時刻	就業時間	早出 残業	早朝 深夜	
1	金	有休	出勤	13:00	17:30	4:30			4:30
2	土								
3	日								
4	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
5	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
6	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
7	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
8	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
9	土								
10	日								
11	月	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
12	火	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
13	水	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
14	木	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30
15	金	出勤	出勤	9:00	17:30	7:30			7:30

## 雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 日本共産党堺市議会議員団

ふりがな			
被雇用者の 氏名			
生年月日			
住 所	〒	大阪府堺市	
雇用期間 (雇用開始日)	2023年 5月 1日 ~ 2023年 6月 30日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	2時間~3時間 / 月		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1,500 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	100%	<input type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 時間 (週勤務時間数) 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他() ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1/2
政務活動+後援会活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

## 雇用契約書

日本共産党堺市議会議員団事務局 代表者 森田 晃一（以下、「雇用主」という。）と、  
[REDACTED]（以下、「被雇用者」という。）とは、次の通り労働契約を締結した。

### 第1条（就業場所と業務内容）

被雇用者の就業場所と業務内容は、次の通りとする。

- ①就業場所：大阪府堺市堺区南瓦町 3-1 堀市役所内 日本共産党堺市議会議員団控え室
- ②業務内容：日本共産党堺市議会議員団の政務活動に係わる補助事務

### 第2条（就業時間等）

被雇用者の就業時間、勤務日等については、次の通りとする。ただし、業務上やむを得ない場合には、時間外及び休日勤務をさせることがある。

- ①始業時間：午前 10 時 00 分
- ②終業時間：午後 0 時 00 分
- ③勤務日：雇用主の指定する日

### 第3条（賃金）

雇用主が被雇用者に対し支払う賃金は、次の通りとする。

- ①拘束時間当たりの時間給：1,500円
- ②支払方法：終業後当口分を現金にて支払う。

### 第4条（雇用期間）

雇用期間は2023年5月1日から2023年6月30日までとする。

以上本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、雇用主及び被雇用者双方記名捺印のうえ各1通を保有する。

2023年5月1日

雇用主：所在地 大阪府堺市堺区南瓦町 3-1 堀市役所内

名称 日本共産党堺市議会議員団事務局

代表者 森田 晃一



被雇用者：

住所 堀市堺区 [REDACTED]

氏名 [REDACTED] [REDACTED]

2023 年度

出 勤 簿

氏名	[REDACTED]
----	------------

月	出勤日	就業時刻			確認印
		開始時刻	終了時刻	就業時間	
2023年05月	05月16日(火)	10:00	12:00	2:00	[REDACTED] 
2023年06月	06月22日(木)	10:00	12:00	2:00	[REDACTED] 

参考様式第3号

## 事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 日本共産党堺市議会議員団

管理責任者 (議員名)	藤本 幸子				
事務所名	日本共産党堺市議会議員 藤本幸子事務所				
所在地	〒590-0113 堺市南区深阪南 314 TEL 072 (230) 0710				
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所（賃貸借契約先 日本共産党堺地区委員会）				
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 $\Rightarrow$ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用 <input type="checkbox"/> 後援会事務所 <input type="checkbox"/> 政党活動事務所 <input type="checkbox"/> 会社等（関係団体）			
		40 m <sup>2</sup>	月額 賃借料	50,000 (政務活動費充当額 50,000)	円
		100 %	(次のいずれかの説明方法を選択)		
			<input type="checkbox"/> 使用面積による	使用面積 m <sup>2</sup> /延べ面積 (m <sup>2</sup> )	
			<input type="checkbox"/> 使用時間による	月 時間のうち	時間
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input type="checkbox"/> 電気代・・50% <input type="checkbox"/> 水道代・・50% <input type="checkbox"/> ガス代・・50% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代,インターネット接続料・・100% <input type="checkbox"/> その他（事務機リース）・・50%			
	駐車場	%	月額 (政務活動費充当額	円)	
	賃借料	【所在地】			
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。				
備考	別添事務室賃貸契約書に記載のとおり、物件の一部を政務活動費に賃借しているが、当該物件の別スペースでは政党活動を行っている。光熱水費や事務機は共用利用であるため、50%で按分している。尚、固定電話、インターネットは政務活動費専用の回線を用意しているため、按分は行っていない。				

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

事務所賃貸契約書

堺市西区浜寺石津町東1-4-24

貸主(甲) 日本共産党堺地区委員会

委員長 田中浩美

堺市 [REDACTED]

借主(乙) 堺市議会議員

藤本幸子 [REDACTED]

- 第1条 甲は乙に対し後記事務所1階の一部屋を堺市政に関する調査研究を目的に賃貸し、乙はこれを借り受ける
- 第2条 賃貸借の機関は、2019年5月1日から2020年4月30日までの1年間とする。ただし、甲乙の双方どちらかの申し出がない限り、本契約は自動更新するものとする。
- 第3条 賃料は月額50,000円とし、毎月末までに支払うものとする。
- 第4条 乙は本契約上の権利を譲渡し、または本事務所を転貸してはならない。
- 第5条 乙が賃料を3ヶ月分以上滞納した時は、甲は催告を要せず本契約を解除し、本事務所の明け渡しを求めることができる。
- 第6条 上記のとおり契約が成立したので本書面2通を作成し、甲乙1通ずつ保有する。

2019年4月30日

貸主(甲) 日本共産党堺地区委員会

委員長 田中 [REDACTED]

借主(乙) 堺市議会議員

藤本幸子 [REDACTED]

物件の表示

名称 日本共産党南区事務所

所在地 堺市南区深阪南314

## 事務所（使用）状況報告書

日本共产党堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 軒 友美

管理責任者 (議員名)	軒 友美			
事務所名	いよいよ 友美市政相談所			
所在地	〒599-8123 堺市東区北野田427 TEL 072 (236) 2525			
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所（賃貸借契約先 [REDACTED] )			
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 → <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所 <input type="checkbox"/> 政党活動事務所 <input type="checkbox"/> 会社等（関係団体）		
		延べ面積	128.32 m <sup>2</sup>	賃借料
		月額 130,000 円 (政務活動費充当額 65,000 円)		
		政務活動事務所として使用する割合	50 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input checked="" type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 64.16 m <sup>2</sup> / 延べ面積 (m <sup>2</sup> ) <input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・50% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・50% <input checked="" type="checkbox"/> ガス代・・・50% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・50% <input type="checkbox"/> その他 ( ) ... %		
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)	
	【所在地】			
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。				
備考				

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

# 建物賃貸借契約書

所在地 横市東三丁目四二七  
物件 家屋一棟六戸の内ニテ

賃料 壱ヶ月金 十三万 円也

保証金金

円也(無利息の約定本証をもつて預り証とする)

右に就き貸主を甲とし借主を乙とし、左記条項を双方承諾の上、本契約を締結する

第一条 賃貸借の期間は昭和五年五月一日より昭和年月日迄向う年間

第二条 建物は現状の儘、住居を目的として使用することとし、甲の承諾なくして室内の造作、模様替え又は人員の増加、賃借権の譲渡、転貸をしてはならない。明渡しの際は原形に復するか無償にて残置するものとする。

第三条 甲乙双方の都合により本契約を解除する時は、甲に於いては六ヶ月、乙に於いては一ヶ月前に互に通告し、期間終了と同時に乙は完全に建物を甲に明渡し、立退料又はこれに類する物質的請求は絶対にしないこと。但し、保証金は乙に返還すること。

第四条 電気、ガス、水道、衛生費等は甲乙合議の上賃料と別に支払うこと。公租公課等は甲の負担とする。但し、公租公課、物価の変動等により賃料の増減を生じた時は甲乙協議の上定めるものとす。

第五条 乙は故意過失を問わず建物に重大なる損害を与えたる場合は、甲に対し公正なる判断に基き損害賠償をしなければならない。乙が賃借を支払わない時は保証金をもつて弁済に充当する事が出来る。乙は建物内に於て風紀衛生上、若しくは火災等危険を引起すおそれのあること、又は近隣の迷惑となるべき行為等は一切なさざること。

第六条 甲の責任に基づかずして乙が火災、盜難を蒙つた場合その損失は一切甲に請求せざること。

第七条 乙が本契約条項に違反し、又は賃料を一ヶ月以上滞納せる時は甲は何らの催告を要せずして、本契約を解除しそは即時建物を明渡すものとする。

第八条 乙が本契約条項に違反し、又は賃料を一ヶ月以上滞納せる時は甲は何らの催告を要せずして、本契約を解除され、甲は立合いのもとに隨意に室内遺留品を任意の場所に保管し、又は売却処分の上債務に充当するも異議なき事。

第九条 本物件が公共事業施行、使用禁止のため取扱いの事由が発生した時本契約は解除されたものとし乙は建物を明渡ししに際し右の保証金より

第十一条 残額金を甲は乙に返還するものとする。

第十二条 本件に関し紛争を生じた場合は甲乙共關係の法規並びに慣習に従い道義的に解決すること。

第十三条 特約条項 当契約は甲乙共に社会的道義を守る事を条件として締結したものであり入居後も乙又は同居者が暴力團関係者と判明した場合、又は建物を犯罪行為等に使用された場合甲は即時建物の明渡しを求め乙はこれに応じなければならない。

右契約の証として、本契約書を、文通作成し甲乙双方署名捺印の上各音通を保有する。

令和

五年五月一日

借主(甲)

住 所 氏 名 所

横市

主(乙)

住 所 氏 名 所

横市

反美

取引主任者

登録番号



参考様式第3号

## 事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名

管理責任者 (議員名)	藤本 寛一		
事務所名	藤本ケン一堺市議会議員事務所		
所在地	〒590-0942 堺市堺区木材町東1丁目1-16 TEL 072 (256) 4480		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所（賃貸借契約先 [REDACTED] )		
	他用途との兼用 <input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 私的使用	
		<input type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等（関係団体）	
延べ面積	23 m <sup>2</sup>	賃借料	月額 66,000 円 (政務活動費充当額 33,000 円)
政務活動事務所として使用する割合	50 %	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m <sup>2</sup> / 延べ面積 (m <sup>2</sup> ) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月 140 時間のうち 70 時間	
事務所関連経費按分比率など	維持管理経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代... 50 % <input type="checkbox"/> 水道代... % <input type="checkbox"/> ガス代... % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代... 50 % <input checked="" type="checkbox"/> その他 (イターネット) ... 50 % 回線使用料	
	駐車場賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
【所在地】			
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

# 【建物賃貸借契約書】

◇杉浦ビル：1階店舗

貸主

[REDACTED]

借主

藤本 寛

# 建物賃貸借契約書

賃貸人 [REDACTED] (以下、甲という) と

賃借人 [REDACTED] (以下、乙という)

との間で 下記の通り建物賃貸借契約（以下。本契約という）を締結する。

## 第1条（賃貸借物件表示）

甲は次に表示する物件（以下、本物件という）を賃貸し  
乙は本物件を賃借することを約す。

### ◇建物の表示

所在地	堺市堺区材木町東1丁1番16号
名称	[REDACTED] 店舗ビル
構造	鉄骨3階建
契約部分	1階 一部
契約面積	約 7坪

## 第2条（使用目的）

乙は本物件を、事務所の目的として使用する。

## 第3条（賃貸借期間）

- 賃貸借期間は 西暦2023年 5月 / 日より  
西暦 2025年 4月 30日までの 2年間とする。
- 賃貸借契約期間満了の3か月前までに 甲乙いずれかの特別の意志表示が無い場合  
期間満了の翌日より起算してさらに 2年間双方合意の上、継続することができる。  
以後も同様とする。

## 第4条（賃料）

- 賃料は月額金60,000円（消費税別途、金6,000円）とする。
- 賃料については現行消費税が変更になればその変更消費税分を乙は甲に  
支払う。
- 賃料は毎月末日までに翌月分を甲が指定する下記金融機関口座に振り込む  
ことにより支払うものとする。その際の振込手数料は乙負担とする。

銀行支店名 三菱UFJ銀行 堺支店

預金種類 普通預金

口座番号 [REDACTED]

口座名義人 [REDACTED]

- 賃料の発生は、西暦2023年 5月 / 日からとする

## **第5条（賃料以外に乙が支払う金銭）**

1. 乙使用の電気代、水道代
2. その他店舗運営に必要な経費等

## **第6条（遅延損害金）**

乙が賃料その他本契約により発生した金銭債務を所定の期日までに履行市内場合は、乙は履行を遅延した期日につき年率14.5%の割合の遅延損害金を加算して甲又は甲の指定人に支払うものとする。

## **第7条（賃料の改定）**

賃料については賃貸借期間中であっても、公租公課の増減、土地建物の価格変動施設改造、建物保全費増減、建物管理費増減、その他の負担の増減等経済変動等やむを得ない事由がある時、近隣の建物に比較して 不相当と認められた時甲及び乙は協議の上 これを改定することができる。

## **第8条（敷金/礼金）**

1. 敷金は金 [REDACTED] 礼金は金 [REDACTED] とする。  
礼金は契約締結後返還されない金員であることについて乙は承諾しています。  
(甲は敷金に利息を付さない)
2. 乙が賃料、その他の諸費用の支払いを遅滞し、甲に対する損害賠償等本契約に基づく金銭債務を甲が負担した場合は、甲は敷金をもって弁済に充当できる。
3. 乙は前項の場合、その充当の通知を受けた日から7日以内に第1項の敷金額に達するまで、その不足額を補充するものとする。
4. 乙より賃貸借期間中、敷金をもって賃料その他の債務との相殺を主張することはできない。
5. 乙は敷金に関する債務を第三者に譲渡し、または債務の担保の用に供することはできない。
6. 敷金は本契約が終了し、乙が本契約に定める明け渡し、その他乙の債務を完全に履行した後1ヶ月以内に、甲から乙に返還する。

## **第9条（善管注意義務）**

1. 乙は本物件及び建物の玄関等 その他共用部分について善良なる管理者の注意をもって使用しなければならない。
2. 乙自身または乙の使用人 請負人 訪問者 その他の関係者が本物件又は建物の緒造作 設備に破損・故障を生じさせた時 乙は甲に対して速やかにそのことを通知すると共に、その修繕費用を負担し、それより生じた一切の損害を賠償しなければならない。
3. 乙自身又は前項乙の関係者が他の貸借人等建物関係者の財産 身体等に損害を与えた時も、乙はそのことを通知した上で、被害者に対して生じた一切の損害を賠償するものとし、甲に対してこれを負担させない。

## **第10条（禁止事項）**

1. 本物件の一部又は全部を第三者に転貸し、又は名義の如何を問わず他人に使用させること。
2. 名目の如何を問わず本物件での宿泊 住居又はこれに類似の用に使用すること。
3. 乙個人又は法人であるときは、乙の代表者、役員、従業員が暴力団組織に加入すること。
4. 本物件一部又は全部を暴力団組織又はこれに類する組織の運営又はこれに類似する用に使用すること。
5. 建物内に危険物、重量物を持ち込まないこと。
6. 建物内に発火性等引火の早いものを持ち込み又は使用すること。
7. 建物内で家畜、ペット類の飼育すること。

## **第11条（事前承諾事項）**

乙は下記の行為については書面による申出を甲に行い甲の承諾を得た後次の行為をすることができる。

本物件内での模様替え、諸造作及び諸設備の新設 移転 増設 除去 変更  
重量物 電気容量に変更を及ぼす機器の新設 移転 増設 除去 変更  
電気 ガス 水道の配線 配管の新設 移転 増設 除去 変更  
建物内部 周囲の看板 掲示物 広告 標識の新設 移転 増設 除去 変更

## **第12条（免責）**

1. 震災 風水害 火災 盗難 その他甲の責に帰することができない事由  
諸設備の故障により乙が負った損害について甲はその責を負わない。
2. 乙が他の貸借人と関連して負った損害に対しては 事態の如何にかかわらず  
甲は責任を負わない。
3. 甲が行う建物の補修改造の為その工事期間中 乙が本物件又は共用部分の  
一部又は全部の使用停止使用上の制約を余儀なくされても甲は責を負わない。

## **第13条（賃貸借契約期間内解約）**

甲又は乙が本契約を賃貸借期間中に中途解約しようとする場合、3か月前までにそれぞれ相手方に対して書面をもってその事を予告しなければならない。  
またその場合についても、予告期間満了日までの賃料等を予告しなければならない。  
但し、乙はいつでも残予告期間満了までの賃料相当額を支払うことにより本契約を終了することができる。

## **第14条（契約の解除）**

火災により本物件が毀損し、その責が乙による場合、甲は本契約を解除する。

## **第15条（契約の消滅）**

天災 地変その他甲の責に帰さない事由により、本物件の大部分が消滅又は破損して本契約の履行を行うのが不可能となったとき、本契約は消滅するものとし、これによって蒙った乙の損害について甲はなんらの責は負わず、乙は名目の如何を問わず甲に対して金銭その他の請求をしないものとする。

## **第16条（公共事業による収用等）**

本物件の一部又は全部が公共事業のため買上げ、収用された場合、乙は本契約が当然終了することを承諾する。

## **第17条（無催告契約解除）**

乙において次の各項のひとつに該当する行為又は事実があったとき、甲は催告その他なんらの手続きを要せず直ちに本契約解除することができる。

1. 賃料 消費税等その他本契約に基づき発生した諸債務の支払いを2ヶ月以上怠った場合。
2. 第2条 第9条 第10条 第11条の規定に違反する行為を行った場合。
3. 正当な理由なく 引き続き1ヶ月以上本物件を使用しない場合。
4. 本物件であろうと共用の場所であろうとかかわらず 他に迷惑となる行為 その他建物又は建物内の施設物件等に損害を及ぼすような行為をした場合。
5. 仮差押 仮処分 強制執行 破産 民事再生 会社整理 会社更生 解散 死亡等があった場合。
6. 資産 信用 事業 重大な変更を生じ本契約を継続しがたい事態となった場合
7. 乙の組織 業種等の変更 合併を行い この実体に変動をきたしたと甲において認めた場合。
8. その他本契約及び本契約に付随して締結した契約の各条項のひとつに違反した場合。

## **第18条（損害賠償）**

乙が本契約各項のひとつに違反し、甲に損害を与えた場合には、乙は甲の蒙った損害を賠償するものとする。

## **第19条（本物件の原状回復と明渡し）**

1. 本契約が終了するとき、乙は本契約が終了の日までに次の各号の工事を完了し、本物件を本契約引渡し時の原状に回復し、甲に明け渡さなければならない。

(1) 乙所有物件の収去

(2) 乙が本物件に設置した造作、間仕切り、その他の設備の撤去

2. 乙が本契約終了日までに第1項の原状回復を行わない場合、甲が行い乙はその費用を負担する。

3. 乙の残置した物件については、甲はこれを任意に処分することができる。  
この場合乙は異議を唱えないとともに、その処分に要した費用は乙が負担するものとする。

## **第20条（承諾文書）**

甲乙共に承諾を要する事項は後日トラブルを避けるため、全て文書によるものとする。

## **第21条（本物件への立ち入り）**

甲又はその使用人は建物の保全、管理、衛星、防犯防火、救援その他建物の管理上必要ある場合には、事前に通知した上で本物件に立ち入り必要な措置を講じることができる。但し緊急の場合はこの限りではなく事後に連絡するものとする。

## **第22条（諸変更の届出）**

甲は乙が次の事項を変更したときは、直ちに相手に対し、書面をもって届出するものとする。

商号又は屋号、所在地又は住所、代表者、印鑑証明の印 等。

## **第23条（合意管轄）**

甲又は乙が本契約から生じる紛争につき訴訟を行う場合、物件所在地の裁判所（大阪地方裁判所堺支部）を第一審の専属的管轄裁判所とする。

## **第24条（特約事項）**

乙はポスター等の広告物を貼る場合、店舗のガラス面などとして 建物の壁面等は貼付しないものとする。

## **第25条（電気料金支払方法）**

乙の使用電気料金は、毎月末日、甲の検針により請求書発行するものとし、乙は甲に支払るものとする。

上記の本契約の証明として本契約書2通を作成し 甲乙双方が  
1通ずつ保有するものとする。

西暦 2023年 5月 / 日

**賃貸人** 住 所 堺市 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED] [REDACTED]  
連絡先 [REDACTED]

**賃借人** 住 所 堺市 [REDACTED]  
氏 名 藤本 寛 [REDACTED]  
連絡先 [REDACTED]

**店舗管理者** 住 所 堺市堺区柳屋町東2丁2番20号  
氏 名 株式会社 真我毛  
代理取締役 近野直男 [REDACTED]  
連絡先 TEL 072-222-7073

**賃貸人代理人** 住 所 堺市 [REDACTED]  
氏 名 [REDACTED]  
連絡先 [REDACTED]

## 事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 日本共産党堺市議会議員団

管理責任者 (議員名)	森田 晃一		
事務所名	森田 晃一市政事務所		
所在地	〒593-8325 大阪府堺市西区鳳南町5丁517-112 TEL 072 (289) 7997		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所（賃貸借契約先 ヨークハウジング）	
	<input type="checkbox"/> 私的使用		
	<input type="checkbox"/> 後援会事務所		
	<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所 日本共産党 堺西区委員会		
	<input type="checkbox"/> 会社等（関係団体）		
延べ面積	84.98 m <sup>2</sup>	賃借料	月額 80,000 円 (政務活動費充当額 32,000 円)
政務活動事務所として使用する割合	40 %	(次のいずれかの説明方法を選択)※備考欄に記載	
		<input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m <sup>2</sup> / 延べ面積 (m <sup>2</sup> )	
		<input type="checkbox"/> 使用時間による 月 時間のうち 時間	
事務所関連経費按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・40% <input checked="" type="checkbox"/> 水道代・・・40% <input checked="" type="checkbox"/> ガス代・・・40% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・・・100% <input type="checkbox"/> その他 (ビル機器代)・・・40% トナ一代	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
	【所在地】		
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 ( ) (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 (続柄: 雇用理由: )		
備 考	政務活動事務所として使用する割合は、37.31m <sup>2</sup> /84.98m <sup>2</sup> =43% となりますが、按分割合は40%を適用。 固定電話代は森田晃一市政事務所専用に契約しているため100%。		

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

## 建物賃貸借契約書

この契約書では選択肢の該当項目を□内の×印で示しています。

### 1. 建物の表示

物件の名称	田口店舗			<input type="checkbox"/>	号棟	号室・ <input checked="" type="checkbox"/> 一戸建
住居表示	堺市西区鳳南町5丁517番112号					
所在地						
登記簿上の表示	種類	<input checked="" type="checkbox"/> 居宅・ <input type="checkbox"/> 共同住宅・ <input type="checkbox"/> 店舗・ <input type="checkbox"/> 事務所・ <input type="checkbox"/> 倉庫・ <input type="checkbox"/> 車庫・ <input type="checkbox"/> 寄宿舎・ <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> ()				
	構造	<input checked="" type="checkbox"/> 木造・ <input type="checkbox"/> 軽量鉄骨造・ <input type="checkbox"/> 鉄骨造・ <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造・ <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> ()				
		<input checked="" type="checkbox"/> 瓦葺・ <input type="checkbox"/> スレート葺・ <input type="checkbox"/> 亞鉛メッキ鋼板葺 <input type="checkbox"/> 陸屋根・ <input type="checkbox"/> ()		地上2階建、地下 階建		
床面積	1階	47.67m <sup>2</sup>	2階	37.31m <sup>2</sup>	合計	84.98m <sup>2</sup>
	階	m <sup>2</sup>	階	m <sup>2</sup>	(延床面積)	
付属施設	<input type="checkbox"/> 無・ <input type="checkbox"/> 車庫・ <input type="checkbox"/> 物置・ <input checked="" type="checkbox"/> （増築あり）					

### 2. 契約内容

使用目的	<input type="checkbox"/> 居住用に限る・ <input type="checkbox"/> 社宅に限る <input checked="" type="checkbox"/> 事業用に限る（業種/西区の日本共産党の事務所）・ <input type="checkbox"/> （）					
入居人員	<input type="checkbox"/> 別添の入居申込書に記載の人員 名に限る・ <input checked="" type="checkbox"/> 入居者一代限りの特約（ <input type="checkbox"/> 有・ <input checked="" type="checkbox"/> 無）					
引き渡し日	<input checked="" type="checkbox"/> 契約始期に同じ・ <input checked="" type="checkbox"/> 平成24年6月1日					
契約期間	始期	平成27年8月1日	2年 ヶ月間	更新	<input checked="" type="checkbox"/> 可（2年間）	
	終期	平成29年7月31日		更新料	<input type="checkbox"/> 有（ 円） <input checked="" type="checkbox"/> 無	
解約時の敷金等の返還期限	<input checked="" type="checkbox"/> 第6条4項の確認後30日以内・ <input type="checkbox"/> 平成 年 月 日					

### 3. 賃料・管理費及び敷金などに関する事項

項目	金額	内、消費税	項目	金額	内、消費税
賃料/月額	80,000円	円	敷引 (解約引)	[REDACTED]	円
管理費/月額	円	円	駐車場/月額	円	円
敷金	円	円		円	円
礼金	円	円		円	円
権利金	円	円		円	円
保証金	[REDACTED]	円		円	円

### 4. 賃料・管理費等の支払い方法

<input checked="" type="checkbox"/> 口座振込	借主は、毎月末日までに（ <input type="checkbox"/> 当月分・ <input checked="" type="checkbox"/> 翌月分）を次の金融機関に振込み、貸主又は貸主の指定する者に支払うものとします。この場合、貸主又は貸主の指定する者から、借主宛領収書の発行は不要とし、この振込に要する費用は（ <input type="checkbox"/> 貸主・ <input checked="" type="checkbox"/> 借主）の負担とします。					
	振込口座	銀行名	三井住友銀行	鳳支店	種類	<input checked="" type="checkbox"/> 普通・ <input type="checkbox"/> 当座
	名義人	フリガナ カブシキガイシャ ヨーク タカワ	株式会社 ヨーク 田川	口座番号	[REDACTED]	
<input type="checkbox"/> 持参払い	借主	借主は、毎月 日までに（ <input type="checkbox"/> 当月分・ <input type="checkbox"/> 翌月分）を、貸主又は貸主の指定する者に直接持参して支払うものとします。				

### 5. 賃料・管理費等の清算方法

<input checked="" type="checkbox"/>	契約期間の始期に属する月の賃貸借日数が1ヶ月未満の場合、その月の賃料等は日割計算とします。 一方終期に属する月は月割計算とし、賃料等の清算は行わないものとします。				
<input type="checkbox"/>	契約期間の始期に属する月の賃貸借日数が1ヶ月未満の場合、その月の賃料等は日割計算とします。 又終期に属する月も日割計算とし、賃料等の清算を行うものとします。				

### 備考

本物件の管理人は株ヨーク（電話072-273-0111）とします。

[特 約]

- ①賃貸物件内の空調設備・照明器具について、貸主は性能保証をしません。修理等の費用は借主の負担とします。  
②本契約は上田 規美子より森田 晃一へ名義変更によるものであり、保証金については乙はこれを引き継ぐものとします。  
③鍵等預り証については前契約書を引き継ぐものとします。

貸主 [REDACTED] (以下「甲」という)と借主森田 晃一(以下「乙」という)は表記1記載の建物(以下「本物件」という)の賃貸借に關し、次の通り契約を締結し、その証として本契約書を2通作成し、甲・乙記名押印のうえ各自その一通を保有する。

平成 27年 7月 26日

貸 主(甲)

住 所 寝屋川市 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

借 主(乙)

住 所 堺市 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

緊急連絡先

住 所 堺市 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

電話番号 [REDACTED]

媒介業者

免許番号 大阪府知事(7)第29726号

事務所所在地 堺市西区鳳東町2丁212番地

商号(名称) ヨークハウジング

代表者氏名 田川 憲三

電話番号 072-273-0111

主任者登録番号 (大阪)第088486号

取引主任者氏名 石井 直美

媒介業者

免許番号 [REDACTED]

事務所所在地 [REDACTED]

商号(名称) [REDACTED]

代表者氏名 [REDACTED]

印

電話番号 [REDACTED]

主任者登録番号 [REDACTED]

取引主任者氏名 [REDACTED]

印

## 事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 日本共産党堺市議会議員団

管理責任者 (議員名)	林原 徹		
事務所名	市議会議員 林原 徹 事務所		
所在地	〒 591 - 8037 大阪府堺市北区百舌鳥赤畠町5丁386-1 TEL 072 (247) 8963		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所（賃貸借契約先 [REDACTED]）		
	<input type="checkbox"/> 私的使用		
	<input type="checkbox"/> 後援会事務所		
	<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所		
	<input type="checkbox"/> 会社等（関係団体）		
	延べ面積  <b>55 m<sup>2</sup></b>		賃借料
政務活動事務所として使用する割合	<b>50%</b>	(次のいずれかの説明方法を選択) ※備考欄に記載 <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 m <sup>2</sup> / 延べ面積 (m <sup>2</sup> ) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月 60 時間のうち 30 時間	
事務所関連経費按分比率など	維持管理 経費	<input checked="" type="checkbox"/> 電気代・・・ 50% <input type="checkbox"/> 水道代・・・ 50% <input checked="" type="checkbox"/> ガス代・・・ 50% <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代・インターネット接続料・・・ 50% <input checked="" type="checkbox"/> その他（コピー機・印刷機リース代他） 50%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円)
	[所在地]		
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他（ ） ※議員と貸主の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

# 建物賃貸借契約書

賃貸人

と賃借人

林原 徹

との間に、次のとおり建物賃貸借契約を締結します。

第一条 賃貸人はその所有する次に表示の建物を賃借人に貸貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

建物の所在場所 堺市北区五舌鳥赤畑町五丁三八六一

造

葺

建

棟

床面積

階

平方メートル

第二条 賃貸借の期間は二〇二三年五月一日から二〇二七年四月三十日までの四年間とします。

第三条 賃料は壱か月金 六万 円也とし、賃借人は毎月

未 日までに

翌 月分を

賃貸人の住所に持参して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となつたときは、賃貸人は、契約期間中であつても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。

第四条 貸賃人は敷金として金

賃借人は、本件建物を~~堺見地城事務所~~に使用するほか、他の用途に使用してはなりません。

第五条 貸借人は、次の場合には、事前に賃貸人の書面による承諾を受けなければなりません。

一、建物の模様替えまたは造作その他の工作をするとき。

二、賃借権の譲渡もしくは転貸またはこれらに準ずる行為をするとき。

三、賃借人が次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。

一、式か月分以上賃料の支払いを怠つたとき。

二、賃料の支払いをしばしば遅延し、その遅延が本契約における賃貸人と賃借人との間の信頼関係を著しく害すると認められるとき。

三、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。

四、前条の規定に違反し、その他本契約に違反したとき。

五、賃借人の部分的な小修繕は、賃借人が費用を負担してみずから行なうものとします。

六、賃借人（その家族、使用人を含む）の責に帰すべき事由によつて建物を破損または滅失したときは、賃借人はその損害を賠償するものとします。

七、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

八、賃貸人は建物に関する公租公課を負担し、賃借人は電気、水道、ガス等の使用料を負担します。

九、賃借人は利息をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠つたとき、または第九条の損害賠償金額を支払わなかつたときは、賃貸人は敷金をもつてその弁済に充当することができるものとします。

十、賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から建物の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料または第九条の損害賠償金額があるときはこれらを差し引いてその残額を返還するものとします。

十一、賃借人は、本件建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部収去し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。

十二、連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。

十三、賃借人は、本件建物の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部収去し、もし賃貸人の承諾なしに造作加工したものがあればすべてこれを原状に復したうえで、賃貸人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。

十四、連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人の一切の債務について保証し、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

十五、本契約に関する紛争については、賃貸人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十六条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書二通を作成し、各自署名押印のうえ、各々通を所持します。

二〇二三年五月一日

賃借人

現住所 堺市

氏名 林原徹

氏名

氏名

連帯保証人

現住所 堺市

氏名





590-0103

大阪府堺市南区深阪南 314-1

藤本幸子事務所 御中

(6301K1576940) 01577-01577

## ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2019年10月25日	お問い合わせ番号	6301K1576940
商品名	テ・シ・タルカラーフクコウキ		
※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。			
リース期間	2019年10月25日から 2024年10月24日まで	( 60ヶ月 )	
お支払合計額	475,200円	内消費税額	43,200円

(お問い合わせ窓口)

541-0052

大阪市中央区安土町2丁目3-13  
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 9時~17時30分(土、日、祝日を除く)]

※お客様の情報を保護するため、  
口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行	中もず	支店	口座番号*****
預金種別 普通	口座名義人		
お取扱店	ヤチヨコアシステム株式会社 南営業所 TEL 072-341-8484		

## 支払明細

作成日 2021年 9月 16日

ページ 1-1

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。  
 ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、  
 ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。  
 今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	1912	7920円	720円	467280円
2	2011	7920	720	459360
3	2012	7920	720	451440
4	2013	7920	720	443520
5	2014	7920	720	435600
6	2015	7920	720	427680
7	2016	7920	720	419760
8	2017	7920	720	411840
9	2018	7920	720	403920
10	2019	7920	720	396000
11	2010	7920	720	388080
12	2011	7920	720	380160
13	2012	7920	720	372240
14	211	7920	720	364320
15	212	7920	720	356400
16	213	7920	720	348480
17	214	7920	720	340560
18	215	7920	720	332640
19	216	7920	720	324720
20	217	7920	720	316800
21	218	7920	720	308880
22	219	7920	720	300960
23	2110	7920	720	293040
24	2111	7920	720	285120
25	2112	7920	720	277200
26	221	7920	720	269280
27	222	7920	720	261360
28	223	7920	720	253440
29	224	7920	720	245520
30	225	7920	720	237600
31	226	7920	720	229680
32	227	7920	720	221760
33	228	7920	720	213840
34	229	7920	720	205920
35	2210	7920	720	198000
36	2211	7920	720	190080
37	2212	7920	720	182160
38	231	7920	720	174240
39	232	7920	720	166320
40	233	7920	720	158400
41	234	7920	720	150480
42	235	7920	720	142560
43	236	7920	720	134640
44	237	7920	720	126720
45	238	7920	720	118800
46	239	7920	720	110880
47	2310	7920	720	102960
48	2311	7920	720	95040

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
49	2312	7920円	720円	87120円
50	241	7920	720	79200
51	242	7920	720	71280
52	243	7920	720	63360
53	244	7920	720	55440
54	245	7920	720	47520
55	246	7920	720	39600
56	247	7920	720	31680
57	248	7920	720	23760
58	249	7920	720	15840
59	2410	7920	720	79200
60	2411	7920	720	0

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

&lt;営業担当窓口&gt; 大阪第二支店

大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

1577

XBOI

★お客様がお申込みになる会社名

賃貸人(乙) シャープファイナンス(株)

〒541-0052 大阪市中央区安土町2丁目3-13

[リースについてのお問合せ窓口] 事務センター TEL 0570-003338

# シャーフリースお申込みの内容(控)

お申込の際は、**4枚目承諾書裏面の同意条項ならびに裏面の契約約款をよくお読みいただき、十分納得された上でお申込者および連帯保証人予定者ご本人様が自署捺印してください。**

申込	1.新規 2.機種変更 3.増設 達	機種変更の場合、旧契約番号
種別		左記契約番号のリース物件をグレードアップ解約し、その解約金を含めた契約として了承しています。

① 申込書控(お客様用)

申込年月日 20 年 月 日

所在地・社名・代表者名	住所 フリガナ サカイシキタリエスアカハタヨウ 〒541-8037 堺市北区百舌鳥赤畠町386-1	TEL 072-247-8963 FAX -	E-mail					
	社名 フリガナ ニッポンキョウザイ カンパニー ハセバラドオル 日本共産党 堺市議会議員 林原 徹 役職名 代表者名 フリガナ サカイシキタリエスアカハタヨウ 林原 徹							
区 分	法人 公的機関	設立年月	明大昭平令業種	百万円	年商	百万円	従業員	
	個人事業主(男・女)	年	月	資本金	商	人	人	
個人事業主の場合選択	ご自宅住所	[REDACTED]						
	生年月日	お住い	居住年数	有無	同居のご家族	人年収	万円	
連帯保証人予定者	お名前	フリガナ	2・3枚目に押印してください。	お勤め先	名称・所属・役職			
	ご住所	〒 - 電話 -	携帯電話	所在地	〒 - 電話 -			
お支払口座名義人	性別	生年月日	お申込者の関係	ご家族	お住まい	居住年数	勤続年数	年収
	男・女(法人)	昭平令年月日	配偶者有子供( )人	無	1.自己所有 2.家族所有 3.社宅・官舎 4.借家 5.賃貸マンション 6.公園・公営 7.アパート	年	年	万円

ゆうちょ銀行以外の金融機関	ゆうちょ銀行			
銀行・信金金庫 信用組合・農協	本店 支店			
預金種別	口座番号	通帳記号	6桁がある場合は 横書きで記入ください。	通帳番号(右ツメ記入)
1.普通(総合口座) 2.当座		1	0	
名義人(金融機関お届け名義通りにご記入ください。) 名義人 役職名 代表者名	フリガナ メイギニン ヤクショクメイ ダイヒヨウシャメイ			

\*法人様名義の口座の場合、ご記入ください。ゆうちょ銀行を除く。

4枚目に金融機関お届け印を押印してください。

リース物件	商品名	メーカー名	機種名	台数
1	印刷機	RISO	SF 635 II	1
2				
3				
4				
5				
6				
(賃借人住所地と異なる場合) 賃借先名稱 郵便番号 有無 お書き込みください。				
物件設置場所				

リース期間	リース開始日から	60ヶ月	リース料	130,00円
リース開始予定日	20年月日		月額リース料	130,00円
			消費税等	
			合計	143,00円

リース料支払月	第1回目 20年月	リース料	130,00円
	第2回目 20年月	月額リース料	130,00円
	最終回 20年月	合計	143,00円
※小数点第一位を切り捨てた整数が消費税等となります。			

再リース料(年額) 月額リース料に2を乗じた額と同額 ※再リース料は再リース開始時のお支払となり、所定の消費税等が付加されます。(リース満了日の翌日から再リース開始となります)

月額保守料	保守料	20年月	代理受領期間	第1回目 20年月
	消費税等			最終回 20年月
	合計			保守料総額(税込)

特約条項				
------	--	--	--	--

保守会社(保守についてのお問合せ先)	取扱店(商品についてのお問合せ先)
(株)阪南ビジネスマシン	

・金融機関休業日の場合は翌営業日の引落となります。(口座振替)  
・リース契約日・リース期間・保守料等は後日送付致します「リース料お支払い明細書」にてご通知申し上げます。振込みの場合、振込手数料はお客様ご負担となります。

No 担当者

# リース契約約款

債務人申込者はこの契約が成立したときに賃借人になります。  
又「甲」といふと賃貸人(以下「乙」といふ)並びに連帯保証人  
連帯保証人子承若者はこの契約が成立したときに連帯保証人と  
みます)は以下のとおりの契約します。

## 第1条(リース契約の目的)

乙は、契約書(申込書面を、以下同じ)に記載された甲が指定する取扱店(以下「取扱店」といふ)から、契約書に記載された甲が指定するリース物件(以下「物件」といふ)を買受けて甲にリース(以下「リース」といふ)を貸すことを請け合います。

## 第2条(中途解約の禁止)

この契約は、この契約に定める場合を除き解約することはで  
きません。

## 第3条(物件の引渡し)

1. 物件は、取扱店から取扱店書類の交付後翌月以下(物  
件引渡し月以後)に届入されるものとし、当月、物件が届  
入されたときから引渡しとします。但し、管理者の同意をも  
つて、甲が取扱て取扱店からの他の物件を保管するま  
で、甲は、届入された物件について直ちに甲の負担で検査を行  
い、前項の品質、種類及び数量(規格、仕様、包装、貯蔵等)の他物  
件(以下「甲が付与するもの」といふ)を確認するものとし、  
其の後、甲が付与するものと同一の事項を合併して以下これを称  
め、「物件の品質等」といふとの間の契約の内容に適合し  
てことを確認した後、借用登記証(以下「物件登記証」とい  
ふ)にて、甲が付与するものと同一の事項を合併して以下これを称  
め、「物件登記証」といふを交付するものとし、其が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

2. 前項に基づく検査の結果、物件の品質等がこの契約の内  
容に適合しない以下の物件の品質等の不適合(以下「不適合」と  
いふ)とは、甲は、直ちにこれを乙に書面で通知し、取扱店と  
の間にこれを解決した後、前項に従い、物件登記証を乙に  
交付するものとします。

3. 甲が物件の引渡しを直ちに拒んだり、遅延せられたときは、  
乙からその旨を要しない限りして通知のみて、この契約を解除さ  
れては、甲は、差戻せない限りしてします。この場合には、取扱店か  
ら請求があるときは、甲は、その請求の旨によって取扱店  
との間に解決します。

## 第4条(物件の使用・保管)

1. 甲は、前条による物件の引渡しを受けたときから物件登記証  
所において、物件を使用できます。

2. 甲は、法令等を遵守して善良管理者の注意をもつて、物件を  
手渡すまたは譲渡のためには通常の用法に従って使用及び保管  
するとともに、物件が常時正常な使用状態及び十分に保  
証する状態を保つように保有し、取扱及び移動費をおこなうもの  
とします。また、物件が損傷したときは、その原因のいかんを  
問わず、甲が修理するものとします。

3. 甲は、前項のために必要となる一切の費用を負担し、乙に対し  
これらが費用の負担者と請求するこではないものとします。

## 第5条(リース期間)

リース期間は契約書記載のとおりとし、物件を領収書の発行日  
より起算します。

## 第6条(リース料)

甲が乙に対して支払うリース料の額、支払期日、支払方法は  
契約書記載のとおりとします。

## 第7条(前払リース料)

1. 前払リース料は、この契約に基づく甲の債務履行を担保す  
るため、支払われるものとします。

2. 前払リース料は、最終支払分のリース料並びにこれに対する  
消費税及び地方消費税(以下「消費税等」といふ)額に、その  
支払が遅延する度数、遅延するものとし、前払リース  
料に利息を付しないものとします。

3. 甲が第2条第1項各号の「一」でも遅延したときは、乙は前  
項の規定にかかわらず、かつ、事前の意思表示を要しない  
で、前払リース料をもって対応するすべての債務の全部ま  
たは一部を支払うことがあります。

4. 甲は、前払リース料の支払をもって、乙に對する一切の支  
払義務を免れることとなります。

## 第8条(物件の所有権移譲)

1. 乙は、乙の物件の所有権を有する旨の捺印(以下「乙の所  
有権捺印」といふ)を物件に附することができるものとし、  
また、甲は、乙から要求があったときは、物件に乙の所有権捺  
印を附します。

2. 甲は、リース期間中、物件に附された乙の所有権捺印を移  
行します。

## 第9条(物件の所有権侵害の禁止)

1. 甲は、物件を第三者に譲り受けたり、担保に供し入れたりする  
などの所有権を侵害する行為をしません。

2. 甲は、この事前の書面による承認を得ない限り、次の行為を  
しません。

① 物件を他の不動産に並列に付して置けること。

② 物件を加工、修繕、替換等によりその形状を変更するこ  
と。

③ 物件の占有を停止し、または物件設置場所から物件を移  
動すること。

④ この契約に基づいて甲の債務に付与するものとし、

3. 物件に付着した動産の所有権は、乙が書面に  
の所有権を認めめた場合を除き、すべて無効で乙に帰属。
4. 第一者が物件に付して権利を主張し、保全処分または強制  
執行等によりその所有権を侵害するおそれがあるときは、甲  
は、この契約書を提示して物件が乙の所有であることを示す  
かの実現して、その侵害防衛に努めるとともに、直ちにその  
事情を乙に通知します。

## 第10条(物件の点検等)

乙またはこの指定した者が、物件の現状、構造及び保管状  
況を點検または調査することを求めたときは、これに応じ  
ます。

## 第11条(事実状況の報告)

甲及び連帯保証人は、乙から要求があつたときは、その事  
実状況を説明し、各事業年度の収益書類その他の指定する  
関係書類を乙に提出します。

## 第12条(通知事項)

甲または連帯保証人は、次各号の一つでもあるときは、  
その旨を通常なる方法に即ちに通知します。

1. 名称または頭銘を変更したとき、住所を移動したとき。

2. 代表者を変更したとき、事業の内容に重要な変更があつ  
たとき。

3. 取締役会または監査役会を開催するとき。

4. 取締役会の出席者として、甲の責任者と乙の責任者と  
が同席するとき。

5. 取締役会の出席者として、甲の責任者と乙の責任者と  
が別室で開催するとき。

6. 財務または会計状況に著しい影響を及ぼす評議会、仲表  
会等の申立て若しくは開始の事実が発生し、またはその  
おそれがあるとき。

7. 第20条第1項第2号から第4号(不渡り、押さえ、仮的整理)  
までの事実が発生しましたがおそれがあるとき。

## 第13条(賃料の負担)

1. 甲は、この契約の締結に際する費用の負担を自らします。

2. 甲は、この契約の締結に際する費用の負担を甲に付す。

3. 甲は、固定資本税及び消費税等以外の費用を負担します。

4. 甲は、物件登記料を負担するものとし、リース明細に固定  
資本税及び消費税等を記入するものとし、甲が付与するもの  
とします。

5. 甲は、前項記載の諸税を納めることとなつたときは、その納付  
の前後を問わず、甲はこれを乙の請求に従い乙に支払います。

## 第14条(取扱店の選定)

甲は、この取扱店に甲が信頼せ、乙もまたこの取扱店に好  
きな信頼をもて相手することにはさせません。

## 第15条(物件の保証)

1. 乙は、リース期間中に再リース期間を除く、物件に動産を合  
併して保証を付すと申すに、地図、甲の故意または重大な過失、  
その他被保証物に定める免責事項に起因する損害につ  
いて、甲が負担せられません。

2. 物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を  
乙に通知するに付し、その保険金受取りに必要な一切の書類  
を遅延なく乙に提出します。

3. 前項の保険事故に起因して乙に保険金が支払われたとき  
は、甲及び乙は次の各号の定めに従います。

① 物件が被保証物の場合は、乙は、甲が第4条第2項の  
規定に基づいて物件を修理した場合に依り、第1条第3項の  
規定に基づいて修理のため支払った費用に充ててなり、  
この全額を限度として保険金相当額を甲に支払います。

② 物件が破滅(修繕不能及び賃貸を含む)した場合に依  
る場合は、甲は、乙に支払うべき保険金全額を限度として、  
甲が第2条第1項各号の「一」でも遅延したときは、乙から  
の前項の規定に定めた額の賃料を支払います。

4. 甲は、前項リース料の支払をもって、乙に對する一切の  
支払義務を免れることとなります。

## 第16条(物件の品質等の不適合)

1. 大災害、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、外傷等  
による毀損等、取扱店の都合及び乙の故意または重大  
な過失が認められない限りにて、物件の瑕疵が発見  
した場合において、乙が相当の誠意をもって修理を進  
めていたときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

2. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

3. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

4. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

5. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

6. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

7. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

8. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

9. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

10. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

11. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

12. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

13. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

14. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

15. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

16. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

17. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

18. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

19. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

20. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

21. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

22. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

23. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

24. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

25. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

26. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

27. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

28. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

29. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

30. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

31. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

32. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

33. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

34. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

35. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

36. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

37. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

38. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

39. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

40. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

41. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

42. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

43. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

44. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

45. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記証を受け取ったときに、この取扱店をもって乙から  
甲に物件が引渡されたものとします。

46. 甲は、前項の規定によつて、物件登記証を受け取  
ったときに、物件登記証の交付をもつて、物件の品質等の不  
適合が認められるときは、甲は、乙に付与するものとし、甲が付与する  
物件登記

## 地位承継契約書

(貸貸人) シャープファイナンス株式会社 御中

作成日 2023年6月 日

## 第1条 (原契約の確認)

地位譲渡人（以下「甲」という）及び地位譲受人（以下「乙」という）は、貸貸人に對し、貸貸人と甲との間で締結した「別表1」記載の契約（以下「原契約」という）に基づき甲が貸貸人に對し負担する債務（以下「本債務」という）が「別表2」のとおりであることを確認します。

## 第2条 (原契約上の地位承継)

甲は、「別表3」に記載された日をもって、乙に対し、原契約上の地位を移転し、乙は、原契約に定めた各項及び原契約に付属する契約を承認のうえでこれを承継するとともに、「別表4」に記載された原契約対象物件（プログラムプロダクト含む。以下「物件」という）を受領したことわざで確認します。

## 第3条 (原契約者の債務)

甲は「別表3」に記載された日をもって、本債務の履行を免がれます。ただし、「別表5」に記載された非承継債務については、甲が貸貸人に對し履行するものとします。

## 第4条 (支払方法)

乙は、原契約に基づく金額を「別表6」に記載された方法により貸貸人に支払うものとします。

## 第5条 (物件設置場所)

1. 貸貸人は、乙に對し、乙が物件を「別表7」に記載された場所で使用することを承諾します。
2. 乙が物件を「別表7」に記載された場所で使用するために運搬・据付・調整等が必要な場合は、甲及び乙の費用と責任の下で行うものとします。

## 第6条 (連帯保証)

1. 連帯保証人は、この契約に基づく乙の貸貸人に対する次の各号に掲げる支払債務（以下「主たる債務」という）を保証し、乙と連帯して、債務履行の責任を負います。
  - ①別表2記載の債務残高、
  - ②原契約に規定する遅延損害金
2. 貸貸人が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、乙及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
3. 連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、原契約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務がすべて弁済されるまで、書面による貸貸人の事前の承諾がなければ貸貸人の権利に代位しません。
4. 連帯保証人は、貸貸人がその都合によって他の保証または担保を変更もしくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。
5. 乙は、貸貸人が連帯保証人に対して、乙の貸貸人に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。
6. 連帯保証人が法人の場合、第1項に基づき保証するに際し、法律上必要な社内手続を実施していることを貸貸人に対して表明及び保証します。
7. 連帯保証人が法人でない場合、以下の規定が適用されるものとします。
  - (1) 乙は、以下の情報をすべて、法人ではない連帯保証人に提供すること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを貸貸人に対して表明及び保証します。
    - ①財産及び収支の状況
    - ②主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
    - ③主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容
  - (2) 法人ではない連帯保証人は、乙から前号の情報をすべての提供を受けたことを、貸貸人に対して表明及び保証します。

## 第7条 (その他)

1. 本契約で定める事項以外の事項はすべて原契約によるものとします。
2. 甲が保有する原契約等の関係書類は、甲及び乙の間で引継ぎを行い、以後乙がこれを保管するものとします。
3. 乙及び連帯保証人（以下あわせて「契約当事者」という）は、裏面記載の「個人情報の収集・保有・利用・提供に関する同意条項」並びに「反社会的勢力排除条項」を確認・承諾します。

上記を証するため、本書1通を作成し、当事者記名押印の上、貸貸人に差入れします。

地位譲渡人（甲）	
所在地 〒591-8037 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁386-1	
商号 日本共産党 堺市議会議員石本京子	
代表者 [REDACTED]	
電話番号 [REDACTED]	
地位譲受人（乙）	
所在地 〒591-8037 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁386-1	
商号 日本共産党 堺市議会議員 林原徹	
代表者 林原 徹	
電話番号 072-247-8963	
設立年月	
連帯保証人 自宅住所 氏名	
(ご 印 名)	
電話番号 生年月日	
連帯保証人 自宅住所 氏名	
(ご 印 名)	
電話番号 生年月日	

## 【別表】

1	原契約	契約番号	6301K1662963		
		契約種類	2021年06月15日 リース 契約		
		契約期間	2021年06月15日 ~ 2026年06月14日		
		月額リース料（税込）	12,550 円		
		保守料代理受領	保守料受領期間は上記契約期間通り 月額保守料 円		
2	債務残高(2023年05月30日時点)		442,750 円	左記金額 支払期間	2023年08月03日 ~ 2026年06月03日
3	維持日			年 月 日	
4	主な物件内容 (詳細は原契約に基づく)	デジタルカラーフクゴウキ	TASKALFA2470CI	キヨウセラドキュメントソリュ	1
5	非承継債務	支払日 金額	年 月 日から	年 月 日	
6	支払方法等 ※保守料含む	口座振替 または 初回支払日 年 月 日	銀行振込 その他( )	年 月 日	(金融機関休業日の場合は翌営業日)
7	物件設置場所	〒591-5037 大阪府堺市北区百舌鳥赤畑町5丁386-1	毎月 3日 に限り(金融機関休業日は翌営業日)	(移動なし)	

※設置場所は「耐震保険」加入に必修事項です必ず物件設置住所を記入お願いします

上記保険付保の為物件設置場所を記入です  
・移動なし「移動なし」と記入ください  
・移動あり「設置台所: おまかせ」に記入

591-8037

大阪府堺市北区百舌鳥赤畠町5丁386-1

日本共産党 堺市議会議員  
林原徹 御中

(6301K1662963) 00791- 00791

## ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2021年 6月15日	お問い合わせ番号	6301K1662963
商品名	テナントカラーフクコウキ		
	※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。		
リース期間	2021年 6月15日から 2026年 6月14日まで (60ヶ月)		
お支払合計額	759,000 円	内消費税額	69,000 円

(お問い合わせ窓口)

541-0052  
大阪市中央区安土町2丁目3-13  
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター  
0570-003338

[営業時間 10時~17時(土、日、祝日を除く)]

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、  
口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行 中もず 支店 口座番号\*\*\*\*\*

預金種別 普通 口座名義人 ハヤシハラトオル

お取扱店 (株)阪南ビジネスマシン 本社  
TEL 0722-77-0855

## お支払明細

作成日 2023年 8月 16日

このたびは、シャープファイナンスをご利用いただき誠にありがとうございます。

ご利用の内容および月々のお支払につきまして下記の通りご案内いたしますので、

ご確認のうえご完済まで大切に保管いただきますようお願い申し上げます。

今後とも、シャープファイナンスをご利用賜りますようお願い申し上げます。

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	お支払後の残高	お支払回数	お支払年・月	お支払金額	お支払後の残高
1	21/8	126500円	126500円	49	25/8	12650円	126500円
2	21/9	126500	113850	50	25/9	12650	113850
3	21/10	126500	101200	51	25/10	12650	101200
4	21/11	126500	88550	52	25/11	12650	88550
5	21/12	126500	75950	53	25/12	12650	75950
6	22/1	126500	63250	54	26/1	12650	63250
7	22/2	126500	50600	55	26/2	12650	50600
8	22/3	126500	37950	56	26/3	12650	37950
9	22/4	126500	25300	57	26/4	12650	25300
10	22/5	126500	126500	58	26/5	12650	126500
11	22/6	126500	0	59	26/6	12650	0
12	22/7	126500	0				
13	22/8	126500	0				
14	22/9	126500	0				
15	22/10	126500	0				
16	22/11	126500	0				
17	22/12	126500	0				
18	23/1	126500	0				
19	23/2	126500	0				
20	23/3	126500	0				
21	23/4	126500	0				
22	23/5	126500	0				
23	23/6	126500	0				
24	23/7	126500	0				
25	23/8	126500	0				
26	23/9	126500	0				
27	23/10	126500	0				
28	23/11	126500	0				
29	23/12	126500	0				
30	24/1	126500	0				
31	24/2	126500	0				
32	24/3	126500	0				
33	24/4	126500	0				
34	24/5	126500	0				
35	24/6	126500	0				
36	24/7	126500	0				
37	24/8	126500	0				
38	24/9	126500	0				
39	24/10	126500	0				
40	24/11	126500	0				
41	24/12	126500	0				
42	25/1	126500	0				
43	25/2	126500	0				
44	25/3	126500	0				
45	25/4	126500	0				
46	25/5	126500	0				
47	25/6	126500	0				
48	25/7	126500	0				

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

&lt;営業担当窓口&gt; 大阪第一支店

大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

791

KB013

591-8037

大阪府堺市北区百舌鳥赤畠町5丁386-1

日本共産党 堺市議会議員  
林原徹 御中

(6301K1770337) 00793- 00793

## ご利用の内容

お支払日	毎月 3日	お支払方法	口座振替
ご契約日	2023年 8月 8日	お問い合わせ番号	6301K1770337
商品名	シマヨウインリツキ		※2品目以上ご利用の場合は代表商品のみ表示しております。
リース期間	2023年 8月 8日から 2028年 8月 7日まで ( 60ヶ月 )		
お支払合計額	858,000 円	内消費税額	78,000 円

(お問い合わせ窓口)

541-0052  
大阪市中央区安土町2丁目3-13  
大阪国際ビルディング

シャープファイナンス(株)

事務センター

0570-003338

[営業時間 10時~17時(土、日、祝日を除く)]

※口座振替ご指定金融機関

※お客様の情報を保護するため、  
口座番号は表示しておりません。

三菱UFJ銀行	中もず	支店	口座番号*****
預金種別 普通	口座名義人	ハヤシ川ラトル	
お取扱店	(株)阪南ビジネスマシン 本社		
	TEL 0722-77-0855		

## お支払明細

作成日 2023年 8月 16日

ページ 1-1

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
1	23/9	14300円	1300円	843700円
2	23/10	14300円	1300円	829400円
3	23/11	14300円	1300円	815100円
4	23/12	14300円	1300円	800800円
5	24/1	14300円	1300円	786500円
6	24/2	14300円	1300円	772200円
7	24/3	14300円	1300円	757900円
8	24/4	14300円	1300円	743600円
9	24/5	14300円	1300円	729300円
10	24/6	14300円	1300円	715000円
11	24/7	14300円	1300円	700700円
12	24/8	14300円	1300円	686400円
13	24/9	14300円	1300円	672100円
14	24/10	14300円	1300円	657800円
15	24/11	14300円	1300円	643500円
16	24/12	14300円	1300円	629200円
17	25/1	14300円	1300円	614900円
18	25/2	14300円	1300円	600600円
19	25/3	14300円	1300円	586300円
20	25/4	14300円	1300円	572000円
21	25/5	14300円	1300円	557700円
22	25/6	14300円	1300円	543400円
23	25/7	14300円	1300円	529100円
24	25/8	14300円	1300円	514800円
25	25/9	14300円	1300円	500500円
26	25/10	14300円	1300円	486200円
27	25/11	14300円	1300円	471900円
28	25/12	14300円	1300円	457600円
29	26/1	14300円	1300円	443300円
30	26/2	14300円	1300円	429000円
31	26/3	14300円	1300円	414700円
32	26/4	14300円	1300円	400400円
33	26/5	14300円	1300円	386100円
34	26/6	14300円	1300円	371800円
35	26/7	14300円	1300円	357500円
36	26/8	14300円	1300円	343200円
37	26/9	14300円	1300円	328900円
38	26/10	14300円	1300円	314600円
39	26/11	14300円	1300円	300300円
40	26/12	14300円	1300円	286000円
41	27/1	14300円	1300円	271700円
42	27/2	14300円	1300円	257400円
43	27/3	14300円	1300円	243100円
44	27/4	14300円	1300円	228800円
45	27/5	14300円	1300円	214500円
46	27/6	14300円	1300円	200200円
47	27/7	14300円	1300円	185900円
48	27/8	14300円	1300円	171600円

お支払回数	お支払年・月	お支払金額	内消費税額	お支払後の残高
49	27/9	14300円	1300円	157300円
50	27/10	14300円	1300円	143000円
51	27/11	14300円	1300円	128700円
52	27/12	14300円	1300円	114400円
53	28/1	14300円	1300円	100100円
54	28/2	14300円	1300円	85800円
55	28/3	14300円	1300円	71500円
56	28/4	14300円	1300円	57200円
57	28/5	14300円	1300円	42900円
58	28/6	14300円	1300円	28600円
59	28/7	14300円	1300円	14300円
60	28/8	14300円	1300円	0円

※本書状についてのお問い合わせは、「お問い合わせ番号」をお申し出の上、弊社窓口までご連絡下さい。

&lt;営業担当窓口&gt; 大阪第二支店

大阪市中央区安土町2丁目3-13 大阪国際ビルディング

消費税は月々のお支払金額に含まれています。

793 XBO13

# リース契約書

契約No.

2023年10月17日

賃借人(以下「甲」という。)と賃貸人(以下「乙」という。)は、物件のリースに関し、次のとおり約定したのでその証として本書を2通作成し、甲乙は署(記)名捺印のうえ各その1通を保持します。

## 甲(賃借人)

住所又は所在地 堺市堺区南五箇堂8-2

氏名又は名称 日本共産党堺市議会議員団

代表者 森田晃一

## 乙(賃貸人)

所在地 大阪市北区中津5丁目4番10号

会社名 NX・TCリース&ファイナンス株式会社 大阪支店

代表者 支店長 小山尚也

## 連帯保証人

住所

氏名

印

## 連帯保証人

住所

氏名

印



NX・TCリース&ファイナンス株式会社

## 契約条項

### 第1条（リース契約の目的）

乙は、甲が指定する別表(1)記載の売主（以下「売主」という。）から、甲が指定する別表(2)記載のリース物件（ソフトウエア付きの場合はソフトウエアを含む。以下同じ。以下「物件」という。）を買受けて甲にリースし、甲はこれを借受けます。

### 第2条（中途解約の禁止）

この契約は、この契約に定める場合を除き解除することはできません。

### 第3条（リース期間）

リース期間は別表(1)記載のとおりとし、借受証記載の借受日より起算します。

### 第4条（リース料及び支払方法）

(1)物件のリース料は、別表(5)記載のとおりとします。

(2)甲は、別表(5)記載のリース料を別表(6)記載の支払日及び支払方法に従い乙に支払います。

(3)別表(6)記載の支払方法が振込の場合、この振込費用は甲の負担とします。

### 第5条（前払リース料）

(1)甲は、この契約に基づく甲の債務履行を担保するため、別表(5)記載の月額の合計額に、別表(7)記載の月数を乗じた額を前払リース料として第1回リース料に併せ乙に支払います。

(2)前払リース料は、リース期間の最終月から順次さかのぼる各月分のリース料並びにこれに対する消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）とし、その支払期日の到来をもって自動的に充当されるものとします。前払リース料は無利息とします。

(3)甲が第18条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は前項の規定にかかるわらず、かつ、事前の意思表示を要しないで、前払リース料を甲に対するすべての債権の全部または一部に充当することができます。

(4)甲は、前払リース料の支払いをもって、乙に対する一切の支払義務を免れることはできません。

### 第6条（物件の引渡し）

(1)物件は、売主から別表(3)記載の引渡場所に搬入されるものとし、甲は、物件が搬入されたときから引渡しのときまで善良な管理者の注意をもって、甲の負担で売主のために物件を保管します。

(2)甲は搬入された物件について直ちに甲の負担で検査を行い、物件の品質、種類及び数量（規格、仕様、性能その他の物件につき甲が必要とする一切の事項を含む。以下これらを総称して「物件の品質等」という。）がこの契約の内容に適合していることを確認したとき、借受日を記載した借受証を乙に発行するものとし、乙が借受証を受け取ったときに、この借受日をもって乙から甲に物件が引渡されたものとします。

(3)前項に基づく検査の結果、物件の品質等がこの契約の内容に適合していない（以下「物件の品質等の不適合」という。）ときは、甲は、直ちにこれを乙に書面で通知し、売主との間でこれを解決した後、前項に従い、借受証を乙に発行するものとします。

(4)甲が物件の引渡しを不適に拒んだり、遅らせたりしたときは、乙からの催告を要しないで通知のみで、この契約を解除されても、甲は異議がないものとします。この場合、売主から請求があったときは、甲は、その請求の当否について売主との間で解決します。

### 第7条（物件の品質等の不適合等）

(1)天災地変、戦争その他の不可抗力、運送中の事故、労働争議、法令等の改廃、売主の都合及び乙の故意または重大な過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延し、または不能になったときは、乙は一切の責任を負いません。

(2)物件の品質等の不適合があった場合並びに物件の選択または決定に際して甲に錯誤があった場合においても、乙は、一切の責任を負いません。

(3)前二項の場合、甲は売主に対して直接請求を行い、売主との間で解決するものとします。また、甲が乙に対し書面で請求し、乙が譲渡可能であると認めてこれを承諾するときは、乙の売主に対する請求権を甲に譲渡する手続をとることにより、乙は、甲の売主への直接請求に協力するものとします。

(4)第2項の場合において、甲が、乙に対して規定損害金その他この契約に基づく一切の債務を履行したときは、乙は売主に対する買主の地位を譲渡する手続をとるものとします。ただし、前項及び本項の場合、乙は、売主の履行能力並びに請求権の譲渡に係る諸権利の存否を担保しません。

(5)甲は、第3項に基づいて、売主に対して権利行使を行う場合においても、リース料の支払いその他この契約に基づく債務の減免、または弁済の猶予を受けることはできないものとします。

### 第8条（物件の使用・保管）

(1)甲は、第6条による物件の引渡しを受けたときから別表(3)記載の設置場所において物件を使用できます。

(2)甲は、法令等を遵守し善良な管理者の注意をもって、物件を事業または職務のために通常の用法に従って使用及び保管するとともに、物件が當時正常な使用状態及び十分に機能する状態を保つように保守、点検及び整備を行ふものとします。

また、物件が損傷したときは、その原因のいかんを問わず、甲が修繕するものとします。

(3)甲は、前項のために必要となる一切の費用を負担し、乙に対しこれらの費用の償還等を請求することはできないものとします。

### 第9条（物件の所有権侵害の禁止等）

(1)甲は、物件を第三者に譲渡したり、担保に差し入れたりするなど乙の所有権を侵害する行為をしません。

(2)甲は、乙の事前の書面による承諾を得ない限り、次の行為をしません。

①物件を他の不動産または動産に付着させること。

②物件の改造、加工、模様替えなどによりその原状を変更すること。

③物件を第三者に転貸すること。

④物件の占有を移転し、または別表(3)記載の設置場所から物件を移動すること。

⑤この契約に基づく甲の権利または地位を第三者に譲渡すること。

(3)乙の事前の書面による承諾を得て物件を不動産に付着させる場合は、甲は、事前に不動産の所有者等から、物件がその不動産に付合しない旨の書面を、また、物件を不動産から取去させるときに不動産に生ずる損傷について、乙に対して何らの修補または損害賠償請求を行わない旨の書面を提出させます。

(4)物件に付着した動産の所有権は、乙が書面により甲の所有権を認めた場合を除き、すべて無償で乙に帰属します。

(5)第三者が物件について権利を主張し、保全処分または強制執行等により乙の所有権を侵害するおそれがあるときは、甲は、この契約書等を提示し、物件が乙の所有であることを主張かつ証明して、その侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を乙に通知します。

### 第10条（物件の所有権譲渡）

(1)乙は、乙が物件の所有権を有する旨の標識（以下「乙の所有権標識」という。）を物件に貼付することができるものとし、また、甲は、乙から要求があつたときは、物件に乙の所有権標識を貼付します。

(2)甲は、リース期間中、物件に貼付された乙の所有権標識を維持します。

### 第11条（物件の点検）

乙または甲の指定した者が、物件の現状、稼働及び保管状況を点検または調査することを求めたときは、甲は、これに応じます。

### 第12条（通知・報告事項）

(1)甲または連帯保証人は、次の各号の一つにでも該当するときは、直ちにその旨を書面により乙に通知します。

①名称または商号を変更したとき。

②住所または所在地を移転したとき、または代表者を変更したとき。

③事業の内容に重要な変更があつたとき。

④合併、会社分割、資本金若しくは準備金の額の減少、主要株主その他の実質的支配者の変動があつたとき。

⑤財務または営業状況に著しい悪影響を及ぼす訴訟、仲裁、調停等の申立て若しくは開始の事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。

⑥第18条第1項第3号から5号までの事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。

⑦物件につき滅失（修繕不能及び盗難を含む。以下同じ。）・損傷の事故が発生したとき。

⑧物件自体またはその使用若しくは保管に起因して第三者に損害を与えたとき。

⑨その他乙の権利を侵害する事実が発生し、またはそのおそれがあるとき。

(2)甲及び連帯保証人は、乙から要求があつたときは、その事業の状況を説明し、各事業年度の計算書類その他の乙の指定する関係書類を乙に提出します。

### 第13条（権利の移転等）

(1)乙は、この契約に基づく権利を第三者に担保に入れ、または譲渡することができます。

(2)乙は、物件の所有権をこの契約に基づく乙の地位とともに、第三者に担保に入れ、または譲渡することができるものとし、甲はこれについてあらかじめ承諾します。

(3)乙は、この契約による権利を守り、若しくは回復するため、または第三者より異議若しくは苦情の申立てを受けたため、やむなく必要な措置をとつたときは、物件搬出費用、弁護士費用等一切の費用を甲に請求でき、甲は乙の請求に基づきこれらの費用を乙に支払います。

### 第14条（規定損害金）

規定損害金の額は、別表(9)記載のとおりとし、リース期間の開始月から1ヶ月間は始期の基本額とし、その後については、リース期間の開始月から1ヶ月経過ごとに、所定の減滅月額を逓減した金額とします。ただし、延滞した期間に、リース料及びその他の未払金がある場合には、その未払金相当額を加算した金額とします。

### 第15条（損害保険）

(1)乙は、乙を被保険者とし、リース期間中（再リース期間を除く。）、物件に別表(8)記載の損害保険を付保します。

(2)物件に係る保険事故が発生したときは、甲は直ちにその旨を乙に通知するとともに、その保険金受取りに必要な一切の書類を遅滞なく乙に提出します。

(3)前項の保険事故に基づいて乙に保険金が支払われたときは、甲及び乙は次の各号の定めに従います。

①物件が修繕可能の場合には、乙は、甲が第8条第2項の規定に従って物件を修繕した場合に限り、第8条第3項の規定に従って修繕のために支払った費用に充てるため、この金額を限度として保険金相当額を甲に支払います。

②物件が滅失した場合には、甲は、乙に支払われた保険金額を限度として、第16条第2項の債務の弁済を免れます。

### 第16条（物件の滅失・損傷）

(1)物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失若しくは損傷した場合、または物件を使用及び収益することができない期間（物件の保守、点検、整備、修繕等に要する期間を含むがこれらに限られない。）が生じた場合、甲は、その原因のいかんを問わず、リース料の支払いを拒むことができず、乙に対し、物件の修繕、代替物の引渡し、リース料の減額及び休業補償その他損害賠償の請求をすることはできません。また、この場合において、甲がこの契約に基づく甲の目的を達成することができないときであっても、甲はこの契約を解除することはできないものとします。

(2)物件の引渡しからその返還までに、物件が滅失した場合、損害賠償金として、甲は別表(9)記載の規定損害金に加え、乙がリース期間満了時に見込んだ残存価額を直ちに乙に支払います。ただし、乙に生じた損害がこの損害賠償金の額を超えるときは、甲はその超過額も乙に支払います。また、物件が残存しているときは、甲は、乙の指示に従い、甲の責任と負担で物件を乙に返還します。

(3)前項の支払いがなされたとき、この契約は終了します。

### 第17条（物件使用に起因する損害）

(1)物件自体または物件の設置、保管及び使用によって、第三者が損害を受けたときは、その原因のいかんを問わず、甲の責任と負担で解決し、乙に何らの負担を負わせないものとします。また、甲及び甲の従業員が損害を受けた場合も同様とします。

(2)前項において、乙が損害の賠償をした場合、甲は乙が支払った賠償額を乙に支払います。

(3)物件が第三者の特許権、実用新案権、商標権、意匠権または著作権その他の知的財産権に抵触することによって生じた損害及び紛争について、前二項の定めを準用します。

## 第18条 (契約違反)

- (1)甲が、次の各号の一つにでも該当したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除できます。
- (2)リース料の支払いを1回でも怠ったとき。
- (3)この契約またはこの契約以外の甲乙間の契約の条項の一つにでも違反したとき。
- (4)小切手若しくは手形の不渡りまたは電子記録債権の支払不能を1回でも発生させたときその他の支払いを停止したとき。
- (5)仮差押え、仮処分、強制執行、競売の申立て若しくは諸税の滞納処分または保全差押えを受け、または民事再生、破産、会社更生その他債務整理・事業再生に係る手続開始の申し立てがあったとき。
- (6)事業を廃止または解散し、若しくは官公庁からの業務停止等業務継続不能の処分を受けたとき。
- (7)経営が悪化し、若しくはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。
- (8)連帯保証人が第3号から第5号までの一つにでも該当した場合において、乙が相当と認める保証人を追加しなかったとき。
- (9)前項の規定によりこの契約が解除されたときは、甲は第21条第1項の規定に基づき、直ちに物件を乙に返還するとともに、別表(9)記載の規定損害金を乙に支払います。
- (10)前項の場合、乙が物件の返還を不能と判断したときは、第16条(2)の規定が準用されるものとします。

## 第19条 (遅延損害金)

甲は、第4条のリース料、その他この契約に基づく金銭の支払いを怠ったとき、または乙が甲のために費用を立替払いた場合の立替金償還を怠ったときには、支払うべき金額に対して支払期日または立替払日の翌日からその完済に至るまで、別表(9)記載の割合による遅延損害金を乙に支払います。

## 第20条 (再リース)

甲は、リース期間満了後、この契約を更に1年間リースを受ける(以下「再リース」という)か、または終了するか選択できるものとし、この契約を終了するときは、リース期間満了日の2ヶ月前までに乙に対し書面で終了の申し出をするものとします。この申し出がない限り、この契約は別表(9)記載の再リース料をもって、その他の同一条件で自動的に1年間再リースさるものとし、以後再リース期間満了毎に同様とします。ただし、乙が再リースを承諾しない旨の意思表示をしたときは、この契約は終了します。

## 第21条 (物件の返還・清算)

- (1)この契約がリース期間の満了または解除により終了したとき、甲は、直ちに甲の責任と負担で、物件の引渡し完了後に生じた損傷(通常の使用及び収益によって生じた損耗並びに経年劣化を除き、甲の責任によらない事由による損傷を含む。)を原状に回復したうえ、乙の請求に従い乙の指定する場所に返還します。なお、第9条第4項により甲の所有権が認められた動産が物件に付着しているときは、甲は、甲の責任と負担で当該動産をすべて分離取去しなければならないものとします。また、物件にデータ(電磁的記録)が記録されているときは、甲は、甲の責任と負担で当該データを消去して物件を乙に返還するものとし、返還後に当該データが漏洩したとしても、乙は、一切の責任を負いません。
- (2)甲が物件の返還を遅延したときは、甲は返還完了まで、遅延日数に応じてリース料相当額の損害金を乙の請求に従い乙に支払うとともに、この契約の定めに従います。
- (3)甲が物件の返還を遅延した場合において、乙または乙の指定する者による所在場所からの物件の引揚げについて、甲は、これを妨害したり拒んだりしません。なお、物件の引揚げに関する一切の費用は甲の負担とします。
- (4)甲が物件に付着させた動産の収去または物件の原状回復を怠ったときは、乙において、当該動産の収去及び原状回復をすることでき、甲は、乙が支払った当該動産の収去及び物件の原状回復に要した費用を乙の請求に従い乙に支払うとともに、乙が蒙った損害のすべてを賠償します。
- (5)リース期間の満了以外の事由により、物件が返還され、かつ、第18条第2項の規定損害金及びその他の費用の全部が支払われたときは、その金額を限度として、乙の選択により、物件を相当の基準に従って乙が評価した金額または相当の基準に従って処分した金額から、その評価または処分に要した一切の手数料及び乙が相当の基準に従って評価した満了時の見込残存価額を差引いた額を甲に返還します。本項の規定は前条の再リースには適用されません。
- (6)第1項にかかるわざで甲が乙の承諾を得て物件の廃棄をする場合、甲は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」ならびに関係諸法令に従って、事業者として自己の責任と負担により、直ちに物件を廃棄のうえ、すみやかに乙所定の廃棄を証する書面を乙に提出します。
- (7)甲から乙に物件が返還され、乙が当該物件を廃棄処分し、この契約締結時に施行されていない法令(物件の廃棄処分に適用される法律、政令、省令、条例等であって、この契約締結時に施行されている法令が改正された場合も含む。)により廃棄等の費用が生じた場合は、乙は甲に当該費用の全部または一部の負担を求めることがあります。

## 第22条 (物件の一時預かり)

甲が第18条第1項各号の一つにでも該当したときは、乙は、物件及び債権保全のため、この契約を解除する前であっても、甲に対して物件を一時預かることを請求することができ、この場合甲は直ちに物件を乙に引き渡します。乙が物件を一時預かった場合であっても甲のリース料その他のこの契約に基づく債務の弁済を免れることはできません。

## 第23条 (連帯保証人)

- (1)連帯保証人は、この契約及び第20条の再リース契約に基づく甲の乙に対する一切の債務(以下「主たる債務」という。)を保証し、甲と連帯して、債務履行の責任を負います。
- (2)乙が連帯保証人のいずれか一人に対して履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対しても、この履行の請求の効力が生ずるものとします。
- (3)連帯保証人が保証債務を履行した場合、連帯保証人は、この契約及び第20条の再リース契約に基づく取引が終了し、かつ、主たる債務すべてが弁済されるまで、書面による乙の事前の承諾がなければ代位によって取得した権利を行使しません。
- (4)連帯保証人は、乙がその都合によって他の保証または担保を変更若しくは解除しても、免責の主張及び損害賠償の請求をしません。
- (5)連帯保証人が法人でないときは、以下の規定が適用されるものとします。
- ①法人ではない連帯保証人の本条に基づく保証債務の極度額は、別表(9)記載の始期の基本額とします。法人である連帯保証人につき、その保証債務に極度額は定めません。

②甲は、以下の情報すべて、法人ではない連帯保証人に提供済みであること、及び提供した情報が真実、正確であり、かつ、不足がないことを、乙に対して表明及び保証します。

ア 貨産及び収支の状況  
イ 主たる債務以外に負担している債務の有無並びにその額及び履行状況  
ウ 主たる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨及びその内容

③法人ではない連帯保証人は、甲から前号の情報すべての提供を受けたことを、乙に対して表明及び保証します。

④甲は、乙が連帯保証人に対して、甲の乙に対する債務の履行状況を開示することをあらかじめ承諾します。

⑤甲及び乙は、連帯保証人の個人情報について、この契約の目的の達成のみに使用します。

## 第24条 (費用負担等)

(1)甲は、この契約の締結に関する費用及びこの契約に基づく甲の債務履行に関する一切の費用を負担します。

(2)乙は、固定資産税を納付するものとし、リース期間中に固定資産税額が増額された場合には、甲は、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。

(3)甲は、この契約の成立日の税率に基づいて計算した別表(5)記載の消費税等相当額を負担するものとし、消費税等額が増額された場合には、その増額分を乙の請求に従い乙に支払います。

(4)甲は、固定資産税及び消費税等以外で物件の取得、所有、保管、使用及びこの契約に基づく取引に課され、または課されることのある諸税相当額を名義人のいかんにかかわらず負担します。

(5)乙が前項記載の諸税を納めることとなつたときは、その納付の前後を問わず、甲は、これを乙の請求に従い乙に支払います。

## 第25条 (公正証書)

甲及び連帯保証人は、乙から請求があったときは、甲の費用負担でこの契約を強制執行認証条項を付した公正証書とします。

## 第26条 (相殺禁止)

甲は、この契約に基づく債務を、乙または乙の承継人に対する債務をもって相殺することはできません。

## 第27条 (弁済の充当)

この契約に基づく甲の弁済が債務全額を消滅させるに足りないときは、乙は、乙が適当と認める順序及び方法により充当することができ、甲は、その充当に対して異議を述べません。

## 第28条 (通知の効力)

第18条の通知その他のこの契約に関する乙が甲または連帯保証人に対して発した書面であって、この契約書記載または第12条により通知を受けた甲または連帯保証人の住所あてに差し出された書面は、通常到達すべきときに到達したものとみなし、甲は不着または延滞によって生じた損害または不利益を乙にに対して主張することはできません。

## 第29条 (反社会的勢力の排除)

(1)甲及び連帯保証人は、この契約(再リース契約を含む。)の締結日において、自ら及びそれぞれの役員が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、暴力団関係団体、総会屋、社会運動等構ばうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下「暴力団等」と総称する。)に該当しないこと、及び次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。

①暴力団等が経営を支配していると認められる関係を有すること。

②暴力団等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。

③自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等の威力を利用していると認められる関係を有すること。

④暴力団等に対して資金等を供給し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。

⑤その他暴力団等との社会的に非難されるべき関係を有すること。

(2)甲及び連帯保証人は、自らまたはそれぞれの役員若しくは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。

①暴力的な要求行為。

②法的な責任を超えた不当な要求行為。

③乙との取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為。

④風説を流布し、偽計を用いてまたは威力を用いて乙の信用を毀損し、または乙の業務を妨害する行為。

⑤その他前各号に準ずる行為。

(3)甲、連帯保証人またはそれぞれの役員が、暴力団等若しくは第1項各号のいずれかに該当し、若しくは前項各号のいずれかに該当する行為をして、または第1項の規定に基づく表明・確約に反する事実が判明したときは、乙は、催告を要しないで通知のみで、この契約を解除することができ、解除に伴う措置については第18条第2項、第19条、第21条が適用されるものとします。

(4)前項の乙の権利行使により、甲、連帯保証人または当該役員に損害が生じても、乙は、一切の責任を負担しません。

## 第30条 (戦略物資等)

物件が「外国為替及び外貨貿易法」に定める戦略物資等に該当する場合、甲は、当該物件を経済産業大臣の許可等を受けることなく日本国外へ輸出することが禁止されていることを了解します。

## 第31条 (合意管轄)

甲及び連帯保証人、乙は、この契約について訴訟または調停の必要が生じたときは、この契約書記載の乙の所在地を管轄する地方裁判所(ただし、調停の場合は地方裁判所または簡易裁判所)を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意します。

## 第32条 (特約)

(1)別表(9)記載の特約は、この契約の他の条項に優先して適用されます。

(2)この契約と異なる合意は、別表(9)に記載するか、別に書面で甲及び乙が合意しなければ効力はないものとします。

## 第33条 (準拠法)

この契約の準拠法は、日本法とします。

# 別 表

(1)	物件の売主	富士フィルムビジネスイノベーションジャパ						
		メー カー 名・品番 物 件 名						
		富士フィルムビジネスイノベーション ApeosC2570 (Model-PFS)						
(2)	物 件							
(3)	物件の引渡場所 及び設置場所	大阪府堺市堺区南瓦町3番1号						
(4)	リース期間	借受証記載の借受日より起算して 60ヶ月						
(5)	リース料	月 額	リース料 消費税等 合計額	12,700円 1,270円 13,970円	総 額	リース料 消費税等 合計額	762,000円 76,200円 838,200円	
(6)	リース料の支払日 及び支払方法	リース開始月より、リース料を各月の22日に口座振替とします。						
(7)	前払リース料	支 払 日						
		充 当	* * *ヶ月					
(8)	損害保険	動産総合保険	免責事項：ただし、甲の故意または重大な過失、その他保険約款に定める免責事項に起因する損害については、担保されません。					
(9)	規定損害金	始期の基本額	[REDACTED] 円					
		遙減月額	[REDACTED] 円					
(10)	遅延損害金	年 14.6 % (1年を365日とする日割計算とします。)						
(11)	再リース料	年額 [REDACTED] 円	(一括払い、別途消費税等を申し受けます。)					
(12)	特 約							

## 出張報告書

2023年 11月16日

会派の名称・議員氏名 日本共産党堺市議団

出張報告は下記のとおりです。

### 記

#### 1. 目的

- ・千葉県いすみ市における有機農業推進の実践例を、自治体と農家の話から学ぶ
- ・東京都港区が進める、保育の給食費無償化等こども施策の実践例を学ぶ

#### 2. 期間

2023年10月23日（月）～ 2023年10月24日（火）

#### 3. 日程等

月 日		時 刻	出張先（都市・施設名等）
①	10月23日（月）	13時30分 ～15時30分	千葉県いすみ市・いすみ市役所
②	10月23日（月）	15時50分 ～16時30分	千葉県いすみ市・生産者の農地そばの建物
③	10月24日（火）	10時～11時30分	東京都港区・港区役所
④	月 日（ ）	～	

#### 4. 面談者

日本共産党堺市会議員団 視察参加議員 森田晃一・藤本幸子・藤本憲・乾友美・林原徹

① いすみ市議会事務局・[REDACTED] 事務局長・いすみ市役所 農林課・[REDACTED] 課長

いすみ市役所 農林課 有機農業推進班 [REDACTED] 班長

② 農事組合法人 みねやの里 [REDACTED] 代表理事

③ 東京都港区 子ども家庭支援部 保育課 [REDACTED] 課長

## 5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

### ・千葉県いすみ市の、自然と共生する里づくりとオーガニック給食の実践例

2012年に「コウノトリの栽培」兵庫県豊橋市をモデルに「生物多様性」と「水稻」の2部門による協議会を、会長一副市長・副会長一JA組合長・事務局一農林課で設立。手探りで水稻無農薬栽培に挑戦するも失敗を重ねながら民間稻作研究所・県普及指導員・JA・市が連携し、水稻有機栽培の実証実験（3年間）開始。2015年には生産された有機米4トンを学校給食に導入、2017年には学校給食の全量にあたる42トンの有機米を提供するなど、地域と自治体が一体となって取り組み、公共調達（学校給食）を活かした流通を実現することで需要を増やし、需要を増やすことで有機農家を増やすという方法で、地域の子どもも保護者も農家も喜べる有機栽培の地域システムが構築できるということを詳しく知ることができました。

### ・千葉県いすみ市と共に有機稻作に取り組んだ農家の実践例

当初、「市などの地域活性化の視点で参加し活動することで、集落を守れる」と、農薬・化学肥料を使わない米づくりに挑戦し、失敗を重ねたが、民間稻作研究所稻葉先生指導で有機稻作を学んだり、協議会の「ポイント研修（年4～5回）」を受けたりするなど、自治体や指導される先生と一緒に有機稻作が成功につながったということで、自治体の農家に対する細やかな有機稻作栽培指導・流通支援を学べました。

### ・東京都港区の認定こども園・保育園の給食費完全無償化実施の取り組みについて

以前からも港区では子ども・子育て支援を進められてきましたが、本年3月に示された国の「子ども・子育て支援加速化プラン」の中にある「すべての子どもの育ちを支える経済的支援の基盤の強化」を優先的に、国や東京都に先駆けてさらなる子育て支援策を進めようと決められたそうで、その中から給食費の無償化や保育料の無償化を実現されたとのことでした。

また定員割れ保育園の空きスペースを活用して、在宅保育の子どもの一時預かり保育に使用する「余裕活用型一時保育」をされていることも学べました。

自治体財政の違いもありますが、自治体として工夫することで新たなサービスを市民に提供できることを改めて感じました。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

(別紙記載)

別紙	20231023-54	20231023-94
20231005-1	20231024-55	20231023-95
20231015-2	20231024-56	20231023-96
20231015-3	20231024-57	20231024-97
	20231024-58	20231024-98
20231023-35		20231024-99
20231023-36	20231023-71	20231024-100
20231023-37	20231023-72	
20231023-38	20231023-73	20231023-109
20231023-39	20231023-74	20231023-110
20231024-40	20231023-75	20231023-111
20231024-41	20231024-76	20231023-112
20231024-42	20231024-77	20231023-113
20231024-43	20231024-78	20231024-114
	20231024-79	20231024-115
20231023-50		20231024-116
20231023-51	20231023-91	20231024-117
20231023-52	20231023-92	
20231023-53	20231023-93	

## 様式第13号（第6条関係）

## 備品台帳

会派の名称・議員氏名

日本共産党堺市議会議員団

購入年月日	品名	形質	購入金額 (税込)	政務活動費 充当額	耐用 年数	償却完了 年月日	処分年月日・事由
2024年2月15日	タブレット		116,800 (按分率 100 %)	116,800 (按分率 100 %)	5年	2029年2月16日	
2024年3月29日	デスクトップパソコン		228,779 (按分率 100 %)	228,779 (按分率 100 %)	5年	2029年3月30日	
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		
				(按分率 %)	年		

備考1 1品目100,000円以上300,000円未満の備品について記入すること。

2 購入年月日、償却完了年月日又は処分年月日の属する月は、使用していたものとみなす。